

平成17年（行ウ）第23号 公務外認定取消請求事件

原告 大友 博子

被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

最終準備書面

平成19年4月17日

仙台地方裁判所 第1民事部合B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 安西 愈

弁護士 井上 克樹

弁護士 松原 健一

目 次

	頁
第1 業務起因性について	
1 自殺案件における裁判例	1
2 業務起因性についての最高裁判決	2
3 相当因果関係の解釈について相対的有力原因説を採用していること ～公務が誘因にすぎないときは公務起因性は認められない～	5
4 最高裁は、本人基準説は採用していないこと	7
5 小括	9
第2 雅義の従事した公務について	
1 はじめに	9
2 授業数	11
3 免許外授業について	12
4 その他の校内分掌等	13
第3 原告主張の勤務時間(甲4の2資料12)について	
1 はじめに	14
2 平成10年4月、5月について	14
3 平成10年6月、7月について	15
4 平成10年7月以降の中体連関連業務について	19
5 平成10年7、8月以降について	21
6 業務必携完成後について	24
7 甲第9号証について	27
第4 原告主張の勤務時間(被災者動静表)について	
1 雅義の日常生活について	33

2	被災者動静表について	34
---	------------	----

第5 うつ病について

1	うつ病は基本的に内因精神病であること	35
2	うつ病の発病メカニズム	38
3	誘因について	39
4	長時間労働とうつ病について	40

第6 雅義のうつ病について

1	うつ病の発症時期について	43
2	全中での出来事について	47
3	笠原英樹医師意見書について	49
4	千葉茂雄医師意見書(平成14年5月14日付け)について	52

第7	まとめ	56
----	-----	----

資料12	(甲4の2・111～113頁)が事実に反するか根拠のないこと	58
------	--------------------------------	----

第1 業務起因性について

1 自殺案件における裁判例

(1) 後述のとおり、本件においては、そもそも公務の過重性は認められない。

しかし、自殺案件においては、往々にして、誰を基準に公務の過重性を判断するかが争点となるので、以下、公務過重性の判断基準及び公務起因性の考え方一般について述べておく。

(2) 自殺において、公務または業務(以下、両者とも公務という)起因性が争われた事案には次のようなものがあるが、いずれも本人が、業務をどう受け止めたかではなく、業務が、客観的にみて、精神疾患を発症させるほどのものか否かが問題とされている。

① 仙台高裁平成14年12月18日判決(地公災基金岩手県支部長事件。労働判例 843号13頁)

「地方公務員災害補償法にいう『公務上死亡した』というためには、死亡と公務との間に相当因果関係のあることが必要であるところ、死亡が精神障害に起因する場合には、客観的に見て、公務により、当該精神疾患を発病させるおそれのある強度の心理的負荷が与えられ、かつ、公務以外による心理的負荷や当該職員の既往歴、性格傾向などの個体側要因により、当該精神障害が発病したとはいえない場合に、死亡と公務との間の相当因果関係が認められることになると解すべきである。(盛岡地裁平成13年2月13日判決を引用)」

② 大阪高裁平成15年12月11日判決(地公災基金神戸市支部長事件。労働判例 869号59頁)

「地公災法31条の『職員が公務上死亡した場合』とは、職員が公務に基づく負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、同負傷又は疾病と公務との間には相当因果関係のあることが必要であり、その負傷又は疾病が原因となって死亡事故が発生した場合でなければならないと解すべきである(最高裁判所第二小法廷昭和51年11月12日判決・裁

判集民事119号189頁参照)。そして、地方公務員災害補償制度が、公務に内在又は随伴する危険が現実化した場合に、使用者に何ら過失はなくても、その危険性の存在ゆえに使用者がその危険を負担し、職員に発生した損失を補償するとの趣旨から設けられた制度であることからすると、上記相当因果関係があると認められるためには、公務と負傷又は疾病との間に条件関係があることを前提とし、これに加えて、社会通念上、公務が当該疾病等を発生させる危険を内在又は随伴しており、その危険が現実化したといえる関係にあることが認められることを要するものと解すべきである。

なお、この公務の危険性は、当該職員と同種の公務に従事し、又は当該公務に従事することが一般的に許容される程度の心身の健康状態を有する職員を基準として判断すべきものと解する。、「そして、亡辰巳の公務がうつ病を発生させる危険性については、亡辰巳と同種の公務に従事し、又は当該公務に従事することが一般的に許容される程度の心身の健康状態を有する職員を基準として判断すべきである。」

③ 東京高裁平成16年9月30日判決（三田労基署長・ローレルバンクマシン事件。乙1）

「ところで、現在の精神医学においては、精神障害の発症について、環境由来のストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神破綻が生ずるかどうかが決まるとする『ストレスー脆弱性』理論によって理解することが広く受け入れられているところ、個体側要因（反応性、脆弱性）については、客観的に把握することが困難である場合もあり、これまで特別な支障なく普通に社会生活を行い、良好な人間関係を形成してきていて何らの脆弱性を示さなかった人が、心身の負荷がないか又は日常的にありふれた負荷を受けたにすぎないにもかかわらず、あるとき精神障害に陥ることがあるのであって、その機序は、精神医学的に全く解明されていないことは、前示のとおりである。このように、個体側要因につ

いては、顕在化していないものもあって客観的に評価することが困難な場合がある以上、他の要因である業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷が、一般的には心身の変調を来すことなく適応することができる程度のものにとどまるにもかかわらず、精神障害が発症した場合には、その原因は、潜在的な側面要因が顕在化したことに帰するものとするのみならず、解される。

したがって、業務と精神障害の発症との相当因果関係の存否を判断するに当たっては、ストレス（業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷）と側面側の反応性、脆弱性を総合的に考慮し、業務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であるといえる場合には、業務に内在しないし随伴する危険が現実化したものとして、当該精神障害の業務起因性を肯定することができるものと解すべきである。これに対して、業務による心理的負荷が精神障害を発症させる程度に過重であるとは認められない場合には、精神障害は、業務以外の心理的負荷又は側面側要因（もともと顕在化していたもののほか、潜在的に存在していた側面側要因が顕在化したものを含む。）のいずれかに起因するものといわざるを得ず、業務の過重性を理由として精神障害の発症につき業務起因性を認めることはできないというべきである。」

2 業務起因性についての最高裁判決

(1) 公務災害等に関する最高裁判決

現在まで、公務災害（業務災害を含む。以下、同様）についての最高裁判決は、数多く出されているが、最高裁自らが業務災害について何らかの判断を示しているのは、次の7件と思われる。

以下、本書面では、事件名で引用する。

- ①国公災昭和郵便局事件（最2小判 平成8年1月23日 労働判例687号）

- ②東京支部長(町田高校)事件(最2小判 平成8年1月23日 労働判例687号)
- ③愛知県支部長(瑞鳳小学校)事件(最2小判 平成8年3月5日 労働判例689号)
- ④大館労基署長(四戸電気工事店)事件(最3小判 平成9年4月25日 判例タイムズ944号)
- ⑤横浜南労基署長(東京海上)事件(最1小判 平成12年7月17日 労働判例785号)
- ⑥神戸東労基署長(ゴールドリングジャパン)事件(最3小判 平成16年9月7日 労働判例880号。判例時報1873号)
- ⑦鹿児島県支部長(内之浦教育委員会)事件(最2小判 平成18年3月3日判決 判例タイムズ1207号)

(2) 災害補償制度の趣旨について企業危険説にたっていること

- ①災害補償制度の趣旨について直接言及した最高裁判決は見当たらない。しかし、「災害補償責任は、使用者が労働契約に基づき労働者を支配下に置き、使用従属関係の下で労務を提供させる過程で、労働者が企業に内在する各種の危険の現実化として負傷し、又は疾病にかかった場合に、過失の有無を問わず、労働者に生じた損失を填補すべきものとされた無過失責任であると捉えるのが通説、判例である。」(青林書院「新・裁判実務大系17・労働関係訴訟法Ⅱ」松本光一郎235頁)とされており、企業危険説が通説、判例であり、確立された行政解釈でもある(青林書院「裁判実務大系8 民事交通・労働災害訴訟法」武田聿弘433頁及び434頁、日本評論社「法律学大系コンメンタール編21 労働基準法」吾妻光俊281頁及び282頁、(財)労働行政研究所「改訂版労働者災害補償保険法」労働省労災補償部編25頁及び26頁)。
- ②そして、最高裁も、前記②東京支部長(町田高校)事件で、「右事実関係の下においては、美水が4月17日の午後4時35分に心筋こうそくに

より死亡するに至ったのは、労作型の不安定狭心症の発作を起こしたにもかかわらず、直ちに安静を保つことが困難で、引き続き公務に従事せざるを得なかったという、公務に内在する危険が現実化したことによるものとみるのが相当である。」と判示し、前記③愛知県支部長(端鳳小学校)事件で、「そうすると、仮に前記の可能性が肯定されるならば、正孝の特発性脳内出血が後の死亡の原因となる重篤な症状に至ったのは、午前中に脳内出血が開始し、体調不調を自覚したにもかかわらず、直ちに安静を保ち診察治療を受けることが困難であって、引き続き公務に従事せざるを得なかったという、公務に内在する危険が現実化したことによるものとみることができる。」と判示するところである。

③両事件は、いずれも、狭心症の発作あるいは特発性脳内出血を発症し、適切な治療あるいは安静が必要であるにもかかわらず、公務に従事せざるを得なかったために、治療機会を喪失したという事案ではある(ただし、前記③愛知県支部長(端鳳小学校)事件については、差戻し後の上告審において、「発症後、直ちに医師の診療を受けたとしても脳内出血の拡大を防ぐことはできたとは認められないとした原審の判断は正当」とされ、治療機会の喪失があったとはされていない。最2小判 平成12年4月21日 労働判例781号)。

しかし、治療機会の喪失の場合にのみ、業務に内在する危険が現実化したと解釈する理由はないから、最高裁は、災害補償制度の趣旨について、前述の企業危険説に立っていると理解し得るのである。

3 相当因果関係の解釈について相対的有力原因説を採用していること ～公務が誘因にすぎないときは公務起因性は認められない～

(1) 最高裁判決において、相対的有力原因説を採用すると直接判示したものはない。

しかし、前記③愛知県支部長(端鳳小学校)事件において最高裁は、「二右認定事実を前提として、原審は、右正孝の死亡につき、次のとおり認

定判断している。1 正孝の脳内出血は、その意識障害発生の直前まで行っていたポートボールの試合の審判中ではなく、それ以前の遅くとも当日の午前中に起こったと推認するのが相当である。2 当日午前中までの正孝の公務遂行の状況及びこれによりもたらされたと考えられる精神的肉体的負荷の程度をもってしては、右負担が相対的に有力な原因となって同人の有していた脳内微小血管の先天性奇形が自然的経過を超えて破裂したと認めるのは、いまだ困難である。3 「略」と原審の判断を要約した上で、「三 原審の右二の1及び2の認定判断は、原判決の挙示の証拠関係に照らして是認するに足り、その過程に所論の違法があるとはいえないが、同3の判断は直ちに是認することができない。」と判示しており、相対的有利原因説に立つと考えられる。

(2) そして、公務が、当該疾病発生の、単なる誘因にすぎない場合には、公務起因性が認められないことは、相対的有利原因説の当然の帰結であり、この点も、次のとおり、各高裁判決が最高裁判決において支持されている。

「業務と業務に関連のない基礎的疾患等が共働して当該疾病が発症した場合において、業務起因性が肯定されるには、業務に内在ないし通常随伴する危険が当該疾病の発症の相対的に有力な原因となったと認められることが必要であって、単に業務が当該疾病の発症の誘因ないしきっかけに過ぎないと認められる場合は、業務起因性は認められないと解するのが相当である。」（広島高判 平成5年3月29日判決 労働判例649号79頁。同事件 最1小判 平成5年12月2日判決「脳・心臓疾患の災害補償判例総覧第2集」279頁）。

「業務と疾病との間に相当因果関係があるというためには、業務が疾病のほとんど唯一の原因であることを要するものではなく、他に競合する原因があってもその業務が相対的に有力な原因であれば足りるが、業務がその疾病の単なる条件、すなわちその引金になったにすぎない場合

には、両者の間の因果関係を否定すべきものと解するのが相当である…」

(大阪高判 昭和56年10月23日判決 労働判例375号45頁。同事件 最2小判 昭和58年11月11日判決 労働判例カード421号。ただし、同事件は、頸肩腕症候群罹患についての損害賠償請求事件である)。

(3)本件と同じく自殺案件においても、以下のとおり、業務がたんなる誘因である場合は、業務起因性は否定されており、その結論は、最高裁判決において支持されている。

「茂のストレス自体、公務に基づくというより、茂の内面的要因によってもたらされたものと認められる。加えて、茂の精神疾患はその症状等に照らして、前記(原判決引用部分)のとおり、精神分裂病の疑いが最も高く、精神分裂病は脳の器質的異常によって生じるもので、ストレスは右発病の誘因となるに過ぎないのであるから、公務によって茂の精神疾患が惹起されたとは認められない。」(大阪高判 平成11年12月9日乙17の1、2)。

「労働者災害補償保険法に基づく労働者災害補償制度が、業務に内在ないし随伴する危険が現実化して労働者に傷病等を負わせた場合には、使用者の過失の有無にかかわらず労働者の損失を補償するのが相当であるという危険責任の法理に基づくものであることにかんがみると、業務起因性を肯定するためには、業務と死亡の原因となった疾病との間に条件関係が存在するのみならず、社会通念上、疾病が業務に内在ないし随伴する危険の現実化したものと認められる関係すなわち相当因果関係があることを要するというべきであり、業務が単に疾病の誘因ないしきっかけにすぎない場合には相当因果関係を認めることはできないのであって、この理は、疾病が精神障害の場合であっても異なるものではない。」(前掲 東京高裁判決 三田労基署長・ローレルバンク事件)

4 最高裁は、本人基準説は採用していないこと

(1) 最高裁が本人基準説を採用していないことは、前記①国公災昭和郵便局事件からも明らかである。

何故なら、同事案における被災者は、最高血圧191、最低血圧121と、明らかに重度の高血圧症者であり(といっても、死亡まで支障なく公務に従事している)、このような被災者にとって、2時間の時間外とはいえ、公務が負担であったという余地は十分に存在するといえる。

しかし、最高裁は、前述のとおり、平日2時間の時間外、死亡5日前の休日出勤をもって、「過重労働と認め得るようなもの」ではないとしているのである。

このことから、最高裁が本人基準説を採用していないことは明らかである。

(2) また、自殺案件において、業務の過重性が否定された次の各事件においては、本人が何らかの精神疾患に罹患していたか、あるいは本人の内面的要因が原因とされている。このような場合に、本人基準説をとれば、本人にとって業務は過重であったということになるが、そのような結論にはなっていない。

そして、いずれの判決も、最高裁において支持されており、この点からも、最高裁が本人基準説に立たないことは明らかである。

①「(4) 亡明徳は、前示のとおり、中等症ないし重症うつ病に罹患していたとはいえないものの、軽症うつ病あるいは何らかの精神疾患を発症していた可能性を全く否定することはできない。しかしながら、以上の説示に従うと、亡明徳の軽症うつ病の原因が、亡明徳の担当した公務が特に過重であった点にあるとまで認めることはできないというべきである。

したがって、公務の過重が原因で亡明徳が自殺したものであると認めることはできない。」(岩手県支部長(仙台高判 平成14年12月18日 労働判例843号。上告、上告受理申立いずれも棄却され、受理されていない。最1小判 平成15年7月17日 乙18の1、2)

②「(四)そうすると、茂が職務内容の変更に伴い強いストレスを感じ、それが精神疾患の誘因になったのであったとしても、右ストレスは職務内容の変更それ自体がもたらしたものであるというより、茂が右事態をうまく受け入れて対処できなかつたことから生じたものと認められる。このことは、茂の精神疾患が公務に起因する旨の意見書を出している湖南病院の木田医師さえ、平成4年12月10日に被控訴人が意見聴取した際に認めており(乙52)、他の医師の意見もこれと同旨もしくは少なくとも矛盾するものではない。そして右認定に反する証拠はない。

(五)以上のように、茂のストレス自体、公務に基づくというより、茂の内面的要因によつてもたらされたものと認められる。加えて、茂の精神疾患はその症状等に照らして、前記(原判決引用部分)のとおり、精神分裂病の疑いが最も高く、精神分裂病は脳の器質的異常によつて生じるもので、ストレスは右発病の誘因となるに過ぎないのであるから、公務によつて茂の精神疾患が惹起されたとは認められない。」(前掲乙17の1、2)

5 小括

以上、通常に公務遂行が可能な程度の職員を基準に、公務起因性を判断することになるが、現実には、個々人の精神的脆弱性を判断することは不可能であり(乙16・黒木意見書2頁)、発病するまでは特段の支障なく公務を遂行し得るのであるから、職員個々の脆弱性を問題にすることはできない。したがって、客観的に評価可能な公務の過重性の有無によつて、公務起因性の有無を判断すべきことは、前掲東京高裁判決(三田労基署長・ローレルバンク事件)の判示のとおりである。

第2 雅義の従事した公務について

1 はじめに

(1) 原告は、雅義が「正規授業、免許外授業、生徒会主任、バドミントン部顧問

問等の過重な日常業務に加え、全中総務部長等中体連関係の著しく過重な業務」(訴状2頁)に従事してきたと主張する。

しかし、正規授業、免許外授業、生徒会主任、バドミントン部顧問は教員の通常の公務であって、他の教員も同じようにこれらの公務に従事しているのであって、雅義の公務のみが過重であったとはいえない。

(2) しかも、原告自身、雅義と同じ宮城県の中学校教員であり、その原告は、平日の午後7時から午後8時には自宅で夕食をとっているのであるから(原告本人調書20頁。以下、「誰々調書」と略す)、公務が過重であるとは認められないのである。

(3) また、本来、雅義の職場での勤務状況を一番よく知っているのは、自身が、雅義と一番親しかつたと述べる菊地証人のはずである。その菊地証人が、公務災害認定申請に際し、雅義がどんな勤務状況であったのか、何か変わったことがないか、自殺の原因について思い当たることがないか等について、協力依頼を受け、3人以上の同僚教員等に、事情聴取を行って作成した陳述書(菊地調書31頁)にどのように記載されているかという点次のとおりである。

①「勤務を終え帰路に就くまでのひととき、大友先生はよく同僚とその日一日の出来事について語り合い…」(甲1・48頁)

②「平成9年度に、大友先生は3年の学級担任をしていました。10月頃からは進路指導も忙しくなり、12月はそのピークに達します。肉体的にも、精神的にも3年の学級担任にとっては気の抜けない日々の連続になりますが、その時期は夜の8時頃まで進路の事務作業をするのが毎日のことになっていました。」(甲1・48頁)

(4) 雅義の公務が如何に過重であったかを述べるために作成されたといっている陳述書においてすら、雅義が他の教員と同時期には、帰路についていたと記載され、自殺直前の勤務が過重であったとは述べられていないのである。むしろ、雅義の業務のピークは、平成9年12月の午後8時頃ま

での勤務とされているにすぎないのである。

本法廷に提出された甲12号証の菊地陳述書においても、雅義の中山中学校における職務が抽象的に大変であったとはあるが、勤務時間については述べられていないのである。雅義が長時間勤務を行っていたのであれば、雅義の勤務状況を最もよく知る菊地証言、菊地陳述書において、たとえば、「この頃は何時頃まで、この頃は何時頃まで」と具体的な勤務時間を記載しないはずがない。

しかるに、菊地陳述書には、このことに全く触れられていないのであるから、原告が主張するような勤務実態は到底認めることができない。

(5) さらに、多くの同僚職員に事情聴取をした結果、雅義の言動で問題になると考えられたのは、7月、8月のことであり、「これはすべて夏休み中のことです。」(菊地調書32頁) というものである他、最も親しい菊地証人に対しては、「先ほどの質問にもありましたけれども、大友先生はあなたに対して特に悩みを打ち明けたいとか疲れたというようなことを言っていたということではなかったんですか。」「特にありません。」(前同46頁。甲1・7頁「3」) という状況であり、雅義の公務が他の教員に比較して過重であったとは認められないのである。

(6) また、災害発生2ヶ月前から1年前のいずれの時点においても、「通常業務<異常な出来事・突発的な事態等は特に認められない>」(甲1・202頁) とされており、この点でも公務過重性は認められない。

2 授業数

(1) 平成10年度(平成10年4月1日から)の中山中学校の時間割は、甲第1号証55頁のとおりであるが、これによると、教頭等一部教員を除いて、一般には、免許外授業等を含めて、授業数は多い者で週に26コマ、平均して20コマ前後を持っており、23コマを担当した雅義が他の教員に比較して、多くの授業を受け持ったという事実はない(甲1・55頁)。

教科担当数でいうと、18であり(甲1・101頁)、少ない方である。

(2) なお、教員の勤務時間は、月曜から金曜は午前8時20分から午後5時05分、土曜は午前8時20分から午後12時20分であり、授業時間は次のとおりであり(甲1・62、186頁。富樫調書48～50頁)、出勤から退勤まで授業で埋まっているわけでもなく、また週の全授業数33コマ中、雅義は23コマ担当であるから、授業のないこれらの時間に授業準備その他の事務処理をすることも可能である。

	50分授業	45分授業
出勤	8時20分～	8時20分～
朝の会	8時25分～	8時25分～
1校時 ～	8時45分 ～	8時45分 ～
6校時	15時30分	15時
帰りの会	～15時45分	～15時15分
退勤	17時05分	17時05分

土曜日は、12時20分退勤。

3 免許外授業について

(1) 免許外の教科を担当することは珍しいことではなく、このことは、「現在まで何校ぐらいの学校を経験されましたか。」「5校です。」「その5校で、免許外の科目を担当されていた先生というのは、大体いらっしゃるものなんですか。」「はい、います。」(菊地調書36頁)、「あなたの周囲には、免許外の科目を担当される方というのは、何人かいらっしゃったんですか。」「現在ですか、それとも過去」「過去に」「過去についてですか、それは一杯いました。」(黒澤調書25、26頁)と各証人が証言しているとおりであり、免許外の科目担当者は、各学校に「…あるのが普通と考えていいかも知れません。」(前同)という状況である。

(2) そして、中山中学校においても、雅義だけが免許外の科目を担当していたわけではなく、雅義の公務が特に過重であったこともない(甲1・55頁)。

氏名		
千葉	理科 1 6	数学 2
雅義	英語 1 3	社会 5
菊地	国語 1 7	数学 2
清水	英語 1 7	数学 5
小川	技家 1 3	数学 4
木村	技家 1 4	数学 1
小川	数学 8	理科 7

(3) ところで、菊地証人は、雅義の担当した社会科について、「社会科という教科自体にも、国語、英語、数学などの他の主要科目と異なる特徴があります。それは1回きりの授業であるということです。」(甲1・4頁)と陳述しているが、いずれの教科にしても、それぞれの授業は1回限りであって、社会科が特別な教科ということはなく、その負担が過重であるとはいえない。

(4) また、菊地証人は、教材研究について、「家で二、三時間ずつ、1時間につき、一こまにつき、二、三時間ずつはやっていただろうということ、同業者として想像できます。」(菊地調書12頁)と証言するが、雅義自身は、「1時間ずつ教材研究をして授業に臨んでいる」(甲6・24頁)と述べているのであって、菊地証言は信用できない。

同証人は、雅義が学校では教材研究を行っていなかったとも証言しているが(前同13頁)、同証人も担当授業を持っているのであり、同証人が雅義の行動を逐一監視しているわけでもなく、また、雅義がどのような形で教材研究を行っていたかは雅義にしかわからないことであるから、雅義が、家庭で教材研究を行っていた証拠とはならない。

4 その他の校内分掌等

(1) 担当学年、校内分掌、部活動についても、甲1号証61頁のとおりであり、雅義に事務が集中しているということもなく、それぞれが校務を分掌している。

(2)すなわち、平成10年4月からは、雅義は3年生ではなく、1年生の担任となり、非常勤講師を除けば、校内事務を担当していない教員はなく、ほとんどの教員が部活動を担当しているのである。

(3)また、雅義が担当していた生徒会については、「生徒会の指導というのは放課後に行うことが多いというふうなお話でしたけれども、時間外については、ないというふうにお聞きして、よろしいんですね。」「いや、絶対ないとは。」「基本的には、ないということですよね。」「はい。たまに、部活が終わった後しか、時間がとれないということもありますから。」(富樫調書77頁)であり、基本的には、時間外では行われぬ。

第3 原告主張の勤務時間(甲4の2資料12)について

1 はじめに

(1)原告は、訴状においては、雅義の勤務時間を「7月20日～7月26日 7時5分(超過勤務時間35分)」(訴状13頁)と主張しており、これをみると、原告の陳述書(一)(甲1・78頁)を根拠としているようである。

ところが、準備書面(5)では、甲4の2資料12(以下、「資料12」という)を添付するなど、何を勤務時間の根拠にしているのか不明である(資料12の7月20日から26日までの時間外は30.5時間であり、35時間ではない)。

(2)しかし、いずれにしても、本件で根拠らしきものは、原告作成の被災者動静表(甲1・82～91頁)か、資料12(甲4の2・109～113頁)のみと思われるので、最初に資料12が勤務時間算出の根拠とならないことを明らかにする。

(3)なお、資料12に信用性がないことは、本書末尾の表においても指摘しておいた。

2 平成10年4月、5月について

(1)資料12には、平成10年4月、5月の勤務時間も作成され、「18:0

0」から「23：40」までの「帰宅又は作業終了時刻」が記載されている。
(2) しかし、前述第2に述べたとおり、雅義の勤務時間が長時間に及んだとは考えられず、まして、原告が作成した被災者動静表の勤務時間の欄の公務の内容においてすら、17時頃には公務は終了していたとされており、「帰宅又は作業終了時刻」が18時以降ということは考えられない。

(3) そもそも、資料12を作成した富樫証人は、「推測の具体的経過は、以下のとおりです。」(甲4の1・3頁)と述べ、「(2)97年12月(資料2)から98年1月(資料3)」(前同3頁)等と、あたかも勤務時間算出のための資料があるかのように述べているが、富樫陳述書であげられている資料2～資料8のいずれにも、勤務時間が記載された資料はない。

このことは、富樫証人自身が認めるところであり(同証人調書50～71頁)、客観的な資料については、「定かではありません。」(52頁)、「推測です。」(54頁)、「それがないから、これは付けていないんです。」(55頁)、「それは分かりません。」(59頁)、「残っていません。」「我々のところにはありません。」(60頁)、「いや、これだけではないと思います。という推測です。事務局校に行っただけの仕事ですから。」(63頁)、「日常的なメモで、今回の仕事の中身にかかわる部分はコピーで出した部分ぐらいで、あとはあんまり分からないと、使えないという判断をしました。」(65頁)、「分かりません。」「分かりません。」(67頁)、「分かりません。彼は参加していません。」(70頁)等と繰り返すのみで、結局は、何ら根拠を示すことはできないのである。

(4) したがって、資料12に信用性は全くないが、平成10年6月以降について、さらに具体的にみても。

3 平成10年6月、7月について

(1) 富樫証人が、作業が勤務時間外に及んだとする業務の内容を、資料12からまとめると、別紙のとおりであり、時間外の理由として、部活指導が多くあげられている。

(2) しかし、部活指導の時間については、次のとおりとされている。

「③土、日、祝祭日の部活動について

- ・第2、第4土曜日については原則として中止
- ・土曜日 12:00～16:00 16:15完全下校
- ・日曜日・祝祭日 9:00～15:00 15:15完全下校

④平日の活動時間延長について

- ・各種大会3週間前から30分の延長を認める。(部活動延長願い届けに記入に、校長の許可を得る)

⑤早朝練習について

- ・各種大会3週間前から、7時30分より活動を認める。(早朝練習願い届けに記入に、校長の許可を得る)」(甲3・23頁)

「部活動(中総体)について…・部活動強化期間の指導 期間5月26日(月)～6月12日(金) 6時15分終了 6時30分完全下校」(甲4の2・46頁)

「6:30 終了 6:45 下校」(甲4の2・46頁の手書き)

(2) すなわち、この時期は、6月13日(土)、14日(日)、15日(月)の市中総体を控えて(甲1・45頁)、部活指導の延長が認められていたのがあるが、時間延長については、平日及び早朝練習とも、届けを出し、「校長の許可を得る」ことになっている。しかし、富樫証人は、「この書類は見たことがありません。」(同証人調書52頁)と証言し、早朝練習については、「あれは証拠がありませんので、入れてありません。」(前同51頁)と証言するぐらいであるから、部活動延長の事実を認めることはできない。

(3) とすると、仮に、雅義の手書きの「6:30 終了 6:45 下校」を前提としても、18時45分には勤務が終了しているはずである。ところが、資料12で時間外に行われたとする部活指導の「帰宅又は作業終了時刻」は、次表のとおり、部活指導終了時刻を超える「帰宅又は作業終了時刻」が記載されており、信用できない。

日	曜	勤務の区別 (甲1・17、 18、106頁)	資料12の記載内容	帰宅又は作 業終了時刻	反 論
6月					
1	月	勤務日	学年打合せ 部活指導	20:00	部活指導は18:45までである。その後、学年打合せというのは、不自然であり、20:00の根拠なし。
4	木	勤務日	部活指導	20:00	部活指導は18:45までである。20:00の根拠なし。
5	金	勤務日	部活指導	19:30	部活指導は18:45までである。19:30の根拠なし。
6	土	勤務日	地区委員会13:00～ P健全育成委員会14:00 ～ 部活指導	17:00	甲1・113頁の申請書に、12:00～16:20の4時間で申請されており、17:00の根拠なし。
7	日	休日	部活指導	14:00	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30の4時間で申請されている。14:00の根拠なし。
8	月	勤務日	総体激励回準備 部活指導	20:00	部活指導は18:45までである。20:00の根拠なし。
11	木	勤務日	部活指導	20:00	部活指導は18:45までである。20:00の根拠なし。
12	金	勤務日	部活指導	20:00	部活指導は18:45までである。20:00の根拠なし。
28	日	休日	部活指導	13:00	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30の4時間で申請されている。13:00

					の根拠なし。
30	火	勤務日	体育祭第4回実行委 部活指導	20:30	部活指導は18:45までである。 20:30の根拠なし。
7	月				
1	水	勤務日	学年打合せ 部活指導	21:00	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30 の4時間で申請されている。13:00 の根拠なし。 21:00の根拠なし。
5	日	休日	部活指導	14:00	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30 の4時間で申請されている。14:00 の根拠なし。
6	月	勤務日	部活指導	20:00	部活指導は18:45までである。 20:00の根拠なし。
8	水	勤務日	体育祭諸準備・学年懇談 資料作成 部活指導	20:30	部活指導は18:45までである。 20:30の根拠なし。
9	木	勤務日	部活指導	20:00	部活指導は18:45までである。 20:00の根拠なし。
12	日	休日	通信票作成 部活指導・業務必携作成	23:00	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30 の4時間で申請されている。23:00 の根拠なし。
13	月	勤務日	通信票作成・職員会議資 料作成 部活指導	22:00	部活指導は18:45までである。 22:00の根拠なし。
15	水	勤務日	夏休み指導資料作成 部活指導・業務必携作	22:00	部活指導は18:45までである。 22:00の根拠なし。
18	土	勤務日 (終業式)	諸票簿作成 部活指導	22:00	土曜の部活指導は、16:15完全下校 であり、22:00の根拠なし。

19	日	勤務日	部活指導	17:30	甲1・113頁の申請書に、13:00～17:00の4時間で申請されている。17:30の根拠なし。
20	月	休日 (海の日)	部活指導	14:00	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30の4時間で申請されている。14:00の根拠なし。
27	月	夏季休暇	指導要録、成績一覧表、出席簿等諸票簿提出 午前は仙台市バド講習会、午後部活指導	17:00	甲1・104頁の部活指導の予定は、13:30～16:00であり、17:00の根拠なし。
28	火	夏季休暇	午前部活指導、業務必携・会議要項作成、プロ 広告原稿集約締切	18:30	甲1・104頁の部活指導の予定は、8:30～11:00であり、18:30の根拠なし。
31	金	午前:指定休 午後:勤務日	部活指導、中学校バド 強化合宿(7/31～8/2) 同上	16:00	甲1・104頁の部活指導の予定は、11:00～13:30であり、16:00の根拠なし。

4 平成10年7月以降の中体連関連業務について

(1) 中学校体育連盟(以下、訴状にあわせて「中体連」という)及び第28回全国中学校バドミントン大会(以下、訴状にあわせて「全中」という。また、中体連、全中あわせて「中体連関連業務」という)の業務が公務として認められないことは、準備書面(1)10、11頁に述べたとおりである。

(2) しかし、以下では、これら業務を公務と仮定しても、公務過重性がないことを明らかにしておく。

(3) まず、雅義とともに、県中体連バドミントン部で全中に携わった黒澤証人(甲1・42頁)は、全中の総務の仕事について、「このように総務部の仕事は非常に大変だったにもかかわらず、実働は小川先生と大友先生の2人だけで

した。」(甲12・9頁)と述べている。

そこで、中体連のバドミントン専門部の委員長であった小川の陳述書をみると、「大友先生は中体連バドミントン部の副委員長であり、私も全幅の信頼をおいていたので、役員会を開けないときは大友先生に電話をして、細かな調整を行ってきました。…平成10年の6月・7月には資料づくりや文書発送の仕事が入り、忙しい中を大友先生やその他数人の先生と手分けして作業を行いました。ただ、6・7月は市中総体・学期末考査の作成と採点・評定提出・体育祭準備・通信票作成・諸長簿提出など、学級担任が忙しいのは分かっておりましてし、大友先生は生徒会まで担当していたので、7月24・25日の県中総体までは、何とか大友先生とは電話でのやりとりで済ませるようにしていました。大友先生も『7月27日以降は大丈夫。学校の部活動以外の時間は全中の仕事をやります。』と話していました。それから20日間、お盆休みはとりましたが集中的に全中関係の仕事をこなしました。」(甲1・41頁)と述べている。

要するに、7月24日、25日のバドミントン県中総体までは、電話でのやりとりが主であって、中体連関連業務に時間をとられることはほとんどなかったのである。

(4) このことは、夏休みに入るまでは、本来の公務があり、雅義自身、「まずは学校の仕事が基本だからね、黒澤さん。」(甲1・42頁。黒澤調書29頁)と語っていることから推測し得るところであり、現に黒澤証人も、「教師としての日常業務のかたわら全中の準備を進めなければならないので、準備が本格化するのはどうしても1学期が終った7月下旬以降となります。」(甲12・7頁)と述べているのである。

(5) したがって、7月24日、25日以前に、中体連関連業務の仕事で、業務が多忙であったとの事実は認められないことになる。

(6) さらに、中体連、全中の業務に携わった小川は、雅義が、いつ、どのような仕事をどの程度やっていたのかについて全く述べていない。

この点は、黒澤証人の証言及び陳述書（甲1・42、43頁。甲12）においても同様であり、唯一、「実際、小川先生、大友先生と私は、大会直前のお盆以降には、中山中学校で午前1～2時まで仕事をしていたこともありま

す。」（甲12・9頁）と陳述するのみである。

しかし、これが事実であったとしても、実際の作業時間が不明であり（夏休み中であり、午後からの作業もあり得る）、これだけで過重であったと認めることはできない。

(7) さらに、雅義が、本当に中体連関連業務で、遅くまで作業をしていたのであれば、あるいは、小川なり黒澤証人が自己の体験として中体連関連業務に多くの時間を割いていたのであれば、そのことを陳述・証言しないはずはない。

にもかかわらず、小川陳述書、黒澤陳述書は、このことについて全く触れていないのであるから、原告が主張するような勤務実態は到底認めることができない。

(8) なお、通常の公務に過重性が認められないことは既述のとおりである。

5 平成10年7、8月以降について

(1) 7月24、25日以前に、中体連関連業務で多忙であったはずがないことは前述のとおりである。では、それ以降は、多忙であったのかというところといった事実も認められない。

雅義の「DIARY」（甲15）にも、7月21日までの予定は記載されているが（7月22日は、公務とは無関係）、7月22日から8月21日までの予定は全く記載されておらず、中体連関連業務で多忙であったとは考えられないのである。

(2) この点、富樫証人は、「8月の勤務状態については、被災者の作成していた文書（フロッピー）の保存時間等から推測した職務従事時間を割り出して『被災者動静表』として提出しています。」（甲4の1・8頁）と、あたかもフロッピーの保存時間等から、勤務時間を算出できるかのように述べているが、

フロッピーは全く勤務時間算出の根拠にならない。

(3)まず、フロッピーリスト(甲1・126から130頁)が提出されているが、以下のとおり、これを根拠に勤務時間を算出することはできない。

①たとえば、NO.38からNO.88(その他にも多数ある)までは、作成日時、更新日時とも7月17日で、時刻も同じか、1、2分遅れているだけであり、たんにあるフロッピーから別のフロッピーにコピー(あるいは、パソコン本体)に、ファイルをコピーしただけのことであり、それ以外の作業を行った形跡がない。

②NO.134からNO.247(その他にも多数ある)まで、更新日時より作成日時の方が後になっているが、これも、たんにファイルをコピーしたために、コピーしたときが作成日時、コピー前の最終更新日時が更新日時となったと考えられる。

③総編集時間が記録されているが、時間数からみて累計時間であり、雅義の作業時間をあらわすものではない(富樫調書67頁。黒澤調書29、30頁)。

④雅義が、更新したとしても、更新日時にはファイル上書きの時刻しか記録されず、作業開始時刻が不明であるから、作業時間を算出することはできない。

(4)以上のとおり、フロッピーを根拠にはできず、むしろ、フロッピーに残された記録は、原告主張を否定するものである。しかるに、原告は、フロッピーの記録に反する時間を勤務時間として計上しており、全く信用性はない。

まず、資料12で、業務必携作成のために時間外勤務したことになっている日は、次表のとおりであるが、雅義が作成したとされるフロッピーの更新時刻の記録(甲1・157頁及び甲1・126頁)をみると、次表のとおり、明らかに、実際の作業時間と異なる過大な時間を計上しており、信用することができないのである。

①7月11日、12日、14日、15日、8月1日、9日にも、業務必

携作成となっているが、フロッピーにはファイルを作成・更新した記録が残っておらず、フロッピーの記録から職務従事時間を推測することはできない。

②更新時刻の記録はあるが、8月7日は13時49分が最終更新時刻なのに17時まで、8日は17時36分を20時まで、10日は15時14分を18時30分まで、それぞれ勤務したことにしている。

(5) なお、フロッピーには、作成時刻が深夜に及ぶものもあるが、前述のとおり、作業開始時刻は不明であり、後述のとおり、不眠を訴えていた雅義が寝つけないため、深夜の時間帯にわずかに作業をしたとも考えられる。結局、部活指導も業務必携作成も、時間外勤務の裏付けにはならないのであり、資料12には証拠価値はない。

月 日	勤務の区別	資料12の記載内容	帰宅又は 作業終了時刻	甲1・157頁(126頁)
7月11日(土)	休日	業務必携作成	16:00	フロッピーの記録なし
12日(日)	休日	部活指導 業務必携作成	23:00	〃
14日(火)	勤務日	業務必携作成	22:30	〃
15日(水)	勤務日	部活指導 業務必携作成	22:00	〃
29日(水)	職専免	業務必携作成 総務部担当部分作成	28:00	「更新時刻18:59」とあるが、総編集時間は11分であり、雅義が全て作業していたとしても作業時間は11分にすぎない。
8月1日(土)	指定休	全中業務必携作成	22:40	フロッピーの記録なし

2日(日)	休日	全中業務必携作	23:00	「更新時刻 22:14
4日(火)	指定休	午後部活指導、 夜、業務必携作成	校正 18:30~23:30	「更新時刻 22:49」
6日(木)	指定休	部活指導 業務必携作成	24:00	「更新時刻 11:07」 「更新時刻 20:14」 「更新時刻 20:34」 「更新時刻 23:51」
7日(金)	指定休	部活指導 業務携作成	17:00	「更新時刻 10:40」 「更新時刻 11:46」 「更新時刻 13:49」
8日(土)	休日	業務必携作成	20:00	「更新時刻 11:56」 「更新時刻 12:24」 「更新時刻 12:27」 「更新時刻 15:55」 「更新時刻 16:04」 「更新時刻 17:31」 「更新時刻 17:36」
9日(日)	休日	業務必携作成、帰 宅後、総務部担当 部分の仕上作業	23:00	フロッピーの記録なし
10日(月)	指定休	完成原稿届け、 部活指導、準備事 務(ICカード、発送 など)	18:30	「更新時刻 9:39」 「更新時刻 9:49」 「更新時刻 10:13」 「更新時刻 15:14」

6 業務必携完成後について

(1) 資料12によると、業務必携は、8月10日に原稿が完成しており、その後は、業務必携の原稿に関する業務は発生しない。

(2) その後、業務必携発送等の業務があったのかも知れないが、裏付けとなる証拠・資料は全く提出されていないし、作業量も不明であるとともに、資料12に記載された業務は、その内容からして何時間もかかる作業とは考えられない。

明らかに、作業時間を過剰に計上している。

(3) また、8月11日(火)の日直当番を18時30分までとしているが、「②時間外勤務時間(自殺1ヶ月前)・当直の記録・学校の施錠時刻から割りだした、本人の出退勤時間の記録を含む。」「別添ファイル参照」(甲1・149頁)によると、「8月11日 17:05」(甲1・201頁)になっており、18時30分までの勤務は認められない。

(4) 前述したとおり、小川陳述書、黒澤陳述書・証言では、雅義が遅くまで作業をしたことには全く触れられておらず、作業はほとんどなかったといえる。

(5) さらに、黒澤陳述書(甲1・43頁)によると、8月21日以降の様子は次のとおりであり、作業が時間外に行われた事実は認められない。

8月21日 (勤務日・出張) 「私がホテルに入ったのは、8月21日の20時30分頃だったと思います。大友先生は、私より先にホテルに入っていました。」

とすると、雅義の作業は、あったとしても、それ以前に終了していることになる。

8月22日 (勤務日・出張) 「開会式終了後、私は大友先生と一緒に私の車で帰りました。その日の夜は前述したとおり居酒屋で二人で軽く飲みながら食事をしました。」

開会式は、午後5時頃には終了しており(黒澤調書21頁)、通常の勤務時間以上に勤務した事実はない。

8月23日 「レセプション・・・終了後、ホテルの最上階で役員の先生

(勤務日・出張) たちとさらに軽く飲みました。そのときは、いつもの大友先生のように冗談をとぼしながら楽しく飲んでいました。」

立食パーティーのレセプションで飲食、さらに同僚、仲間等と飲酒しているだけで、勤務といえず、通常の勤務時間を超える勤務があったとは認められない。

8月	勤務の区別	資料12の記載内容	帰宅又は作業終了時刻	
11	火 勤務日 (日直)		18:30(1:00)	甲1・149頁、201頁から、退勤時刻は17:05である。
12	水 指定休	必携納品・準備事務、 宿泊・弁当申込み集約	21:30(7:00)	作業を裏付ける資料もなく、あったとしても、この作業に7時間もかかるとは考えられない。
13	木 指定休	抽選会、準備事務(業 務必携第1次分発送)	18:00(4:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根拠もない。
14	金 指定休	午後から準備事務(業 務必携、日程表等の 発送)	23:30(9:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根拠もない。
15	土 指定休			雅義は強化練習会には参加していない(富樫調書20頁)。
16	日 休日			〃
17	月 指定休	プロ校正、役員への連 絡・出欠表作成・弁当 引換券等準備事務	0:40(10:30)	裏付け資料も、作業時間推測の根拠もない。
18	火 指定休	午前部活指導、午後準	23:30(10:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根

			備事務(弁当集約/日 ・会場・種類別、延 べ2051食)		拠もない。
19	水	夏季休暇	部活指導、準備、打 合せ	22:00(7:30)	裏付け資料も、作業時間推測の根 拠もない。
20	木	夏季休暇	部括指導、歓迎袋内 容チェック・袋詰め・役員 打合せ資料作成その 他諸準備	1:00(14:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根 拠もない。
21	金	勤務日 (出張)	役員打合せ8:30～(事 務局7:15)、リハール9:00 ～、会場設営18:00～	ホテル泊(3:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根 拠もない。8月21日20時30分前に、 雅義はホテルに入っており、それ 以降の作業は考えられない(甲1・ 43頁)。
22	土	勤務日 (出張)	全中バドミントン大会(緊 急連絡窓口/大友)、 監督会議14時、開会 式16時	終日(2:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根 拠もない。開会式(17時頃終了)後 は、飲んでおり、それ以(3:00)降 の作業は考えられない(甲1・43 頁)。
23	日	勤務日 (出張)	レプション18:30～	終日(3:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根 拠もない。レプションは立食パ ーティーで 飲酒、レプション終了後も飲んで おり (黒澤調書22、23頁。甲1・43頁)、 作業とは認められない。

7 甲第9号証について

(1) 以上のとおり、資料12の勤務時間は根拠がないが、富樫証人が、被災者の労働時間算定の根拠として挙げている各証拠をみると、むしろ、算定根拠

が全くないことが明らかとなる。

たとえば、7月21日は18時30分までの「帰宅又は作業終了時刻」としながら、根拠としてあげている甲1号証の106頁、261頁では、部活指導時間は「8:00～12:00」であって、18時30分までの勤務の裏付けにはならないのである。

(2) 以下、この点をまとめると次表のとおりであり、勤務時間を過剰に計上していることは明らかである。

7月		勤務の区別 (甲1・17、 18、106頁)	帰宅又は 作業終了時刻	甲9で根拠としてあげ ている証拠(甲1の場 合は、頁数のみ記す)	反論
21	火	勤務日	18:30(1:00)	261頁、106頁	261頁は8:00-12:00、106頁は「出勤」とあるのみで根拠なし。
22	水	勤務日	18:30(1:00)	261頁、午後は諸票簿 作成	261頁は8:00・12:00、午後は、根拠なし。
23	木	勤務日	19:30(2:00)	261頁、午後は諸票簿 作成	261頁は8:00-12:00、午後は、根拠なし(以下、「根拠なし」は省略)。
24	金	勤務日 (出張)	23:00(5:30)	261頁、19:00以降は推測。	261頁に「7:00-19:00(校外)県大会・出張」とあるが、確認者欄に氏名なし。出張であるから、勤務時間を確認できるはずがない。
25	土	勤務日 (出張)	22:30(5:00)	261頁、19:00以降は推測。	261頁に「7:00-19:00(校外)県大会・出張」とあるが、確認者欄に氏名なし。

26	日	休日	23:30 (11:30)	7月14日に資料渡されて、7月27日が諸票簿提出期限であるからという理由。	7月14日、27日の根拠なし。勤務日に作成していないという根拠もない。
27	月	夏季休暇	17:00 (8:00)	午前中はバド講習会。 106頁、261頁。	106頁は、「大友:市バド講習会～7/30青葉区体」とあるのみ。261頁は13:00-16:00。
28	火	夏季休暇	18:30 (9:00)	106頁、261頁。 午後はバド講習会。	106頁は、「大友:市バド講習会～7/30青葉区体」とあるのみ。27日は午前で、28日は午後の根拠不明。261頁は13:00-16:00。
29	水	職専免	18:00 (8:30)	106頁、261頁。 部活指導、その後、市教育課程研究会。	261頁は11:00-14:00。106頁は「市教育課程研究会」とあるが、「8月5日全国教頭会」「8月24日校長会例会」のように、雅義に関係のないものがあり、たんに行事を記載しているだけのこと。105頁の7月29日の教育課程研究会のメンバーをみると、雅義は出席の必要なし。
30	木	勤務日	22:00 (4:30)	261頁と推測。	261頁は8:00-14:00。
31	金	午前:指定休 午後:勤務日	16:00 (3:30)	261頁, 126頁No. 34。	261頁は13:00-16:00。126頁No. 34は「更新日時8/1 2:39」とあるのみで開始時刻不明（以下、記載がない場合は、更新日時のこと）。

8月					
1	土	指定休	22:40 (14:00)	甲4の2・69頁。 全中実行委員会準備8 時40分から22時20 分南中山中。	甲4の2・69頁には、10時と開始 時刻の記載のみ。
2	日	休日	23:00 (3:30)	126頁No、33。	126頁No. 33は「8/2 22:14」と あるのみで開始時刻不明。
3	月	勤務日 (出張)	20:00 (2:30)	74頁、18頁。	74頁、18頁とも出張の記録のみ。 時間は不明。
4	火	指定休	23:30 (10:00)	261頁。18時から22 時49分まで南中山中 で業務必携校正作業。 157頁、甲4の2・70 頁。	261頁は13:00-18:00、157頁は 「8/4 22:49」とあるのみで開始 時刻不明。甲4の2に時間の記 録なし。
5	水	指定休	20:00 (6:30)	261頁、甲4の2・70頁。	261頁は13:00-18:00、甲4の2・ 70頁は「18:00～」とあるのみ。 18:00まで部活指導で、18:00に 南中山中に行けるはずもない。
6	木	指定休	24:00 (10:30)	261頁、126頁No. 26～ No. 30。	261頁は11:00-14:00。126頁 No. 30は「8/6 11:07」である部 活指導中の時間、No. 29は「8/6 20:12」、No. 26は「8/6 23:51」 であり、推測しうるのは、20:12 ～23:51まで作業をしたらろうと いうだけのこと。この間の休息 時間は不明。

7	金	指定休	17:00 (7:30)	261頁、126頁NO. 23～NO. 25。	261頁は11:00-14:00。126頁NO. 25は「8/7 10:40」、NO. 24は「8/7 11:46」NO. 23は「8/7 13:49」。17:00まで作業の根拠なし。
8	土	休日	20:00 (9:30)	午前9時から南中山中で業務必携作成 甲4の2・70頁、126頁NO. 17～NO. 22。	甲4の2・70頁は「8月6・7・8日各部で打ち込み」、手書きで「8/8(土)9:00」とあるが、終了時刻は不明。 NO. 22は「8/8 11:56」、NO. 17は「8/8 17:36」で、この間に作業が行われたと推測できるが、休憩時間等は不明で、時間算出の根拠なし。
9	日	指定休 休日	23:00 (9:30)	甲4の2・70頁。	甲4の2・70頁は「8月9日ページ張り印刷…場所担当 目次作成・しきり作成」とあるのみ。
10	月	指定休	18:30 (4:30)	261頁。126頁NO. 12～NO. 16。	261頁は11:00-14:00。NO. 16は「8/8 17:36」で8月10日ではない。No. 15は「8/10 9:39」で、総編集時間は3分。NO. 14は9分、No. 13は5分、NO. 12は10分にすぎず、またNO. 12の更新時刻は「15:14」とある。
11	火	勤務日 (日直)	18:30 (1:00)	261頁。126頁NO. 9～No. 11。	262頁は8:00-12:00。NO. 11は「8/11 10:28」、NO. 10は「8/11

					15:15」で、15:15には作業終了。 ただし、この間の連続作業の根拠なし。
12	水	指定休	21:30 (7:00)	夕方に本田印刷納品まで、大会準備作業 甲4の2・70頁。	8月12日夕方に「本田印刷納品」とあるのみ。雅義が納品したのか、納品までの作業、納品後の作業、全く不明。
13	木	指定休	18:00 (4:00)	甲4の2・70頁。	「8月13日競技役員：中学校の先生方、高体連の審判員、協会の審判員に発送」とあるのみ。
14	金	指定休	23:30 (9:00)	126頁NO. 7、No. 8。	No、8は「作成日時8/14 14:14」で、NO. 7は「作成日時 8/14 23:25」、「8/15 12:31」で、作業開始時刻不明。かつ総編集時間は累計で3時間1分であり、9時間もかかるわけがない。
15	土	指定休		126頁NO. 7。 12時31分めで実力テストづくり。	NO. 7は、「8/15 12:31」で、作業開始時刻不明。
16	日	休日			
17	月	指定休	0:40 (10:30)	8月18日午前0時40分まで作業、役員弁当数とりまとめ等 126頁No、6。	No、6は「8/18 0:40」とあるのみ。開始時間全く不明。NO. 6の弁当引換券は甲1・162～169頁の「弁当引換券」であり、作成日時が「7/17」となっているから、既にフロッピーに入っているデータを

					書きかえるだけで、1分もかからない。更新回数4回で総編集時間も1時間13分。
18	火	指定休	23:30(10:00)	262頁。126頁NO.3、161頁。	262頁は8:00-12:00、No.3は「作成日時8/18 23:18」となっているが、開始時刻不明。
19	水	夏季休暇	22:00(7:30)	262頁。午後の大会準備打合せは推定。	262頁は11:00-14:00。
20	木	夏季休暇	1:00(14:00)	262頁。126頁NO.1～NO.3。	262頁は8:00-11:00、NO.3は、「8/20 13:35」となっているが、開始時刻不明。NO.1は、「8/20 14:09」。
21	金	勤務日 (出張)	ホテル泊(3:00)	全中大会 74頁。	74頁は出張したことがわかるだけ。
22	土	勤務日 (出張)	終日(2:00)	全中大会。	
23	日	勤務日 (出張)	終日(3:00)	全中大会。	
24	月	勤務日	死亡	全中大会。	

第4 原告主張の勤務時間（被災者動静表）について

1 雅義の日常生活について

- (1) 資料12及び被災者動静表に共通の特徴であるが、これらの資料では、雅義の日常生活が全く不明であり、自宅を出た時刻から帰宅時刻まで、休憩・休息もなく、私的時間が全くないかのように扱われている。
- (2) しかし、このようなことはあり得ないわけで、原告本人尋問からあらわれた雅義の日常についてまとめると、次のとおりである。

(朝)

娘が保育園に通っていたので、雅義と原告が交替で娘を保育園に連れて行っていた。保育園の時間の都合で、7時30分に出かけていた(原告調書21、22頁)。

(夕方)

亡くなる1ヶ月以上前の平日は、19時から20時ぐらいに、雅義も一緒に夕食をとっていた。原告が娘と風呂に入っている時に帰ってくることもあった(原告調書20頁)。

原告は、23時前後に就寝するが、娘と一緒に21時頃に寝ることもある。自分が寝た以降の雅義の行動についてはわからない。

亡くなる1ヶ月くらい前から、ほとんど夕食は一緒に食べていないが、外食してきているのかどうかはわからない(原告調書25頁)。

(趣味)

パチンコが好きであったが、どこでどの程度の時間費やしているのかはわからない(原告調書26、27頁)。

車の運転は好きで、1、2ヶ月くらい前から新車購入の話があり、7月末に納車になった。カタログを取り寄せたり、休みの日にはお店に行っていた。原告も1度一緒に行った(原告調書18、19頁)。

2 被災者動静表について

(1) 原告作成の被災者動静表(甲1・82～91頁)には、雅義の退勤時刻、帰宅時刻の他、自宅を出た時刻が記載されている。

しかし、これは、前述のとおり、保育園に娘を送るために早目に出ただけのことであり、勤務のためではない。

さらに、前述のとおり、雅義は、休日に新車購入・パチンコで時間を費やし、原告は、自分が寝た後の雅義の行動についてはわからないと供述し、21時頃に就寝することもあったのであるから、雅義が21時以深夜まで執務をしていたかどうか不明であるし、帰宅までの時間、雅義がどのように過ご

していたかも知れず不明であって、帰宅までの時間を勤務時間と算出することはできないのである。

(2) また、この表は、雅義が死亡してから2年近くたって、しかも原告及び雅義の同僚の記憶によって作成されたものにすぎない(甲1・78頁)。

2年前の何月何日に、自分が何をしていたか、まして他人が何をしていたかなど思い出せるはずもなく、全く根拠にならないという他ない。

(3) しかも、富樫証人が資料によって作成したという資料12の時刻とも大幅に違っている。

この資料12と被災者動静表の矛盾を修正して作成した乙第13号証によれば、雅義の時間外勤務時間は多くても次のとおりであり、過重労働には該当しない。

6月	42時間20分
7月	53時間25分
8月	57時間35分

(4) 原告自身、公務災害認定請求書に「特に亡くなる1ヶ月前は家族とほとんど一緒に夕食をとることなく」(甲1・13頁)と記載しているが、これは、1ヶ月前には、家族と一緒に食事をとっていたということであるから、帰宅が18時以降とは考えられないのである。

第5 うつ病について

1 うつ病は基本的に内因精神病であること

(1) 今日の精神医学界において、うつ病が外的要因と内的要因(ただし、この用語の正確な定義はない。遺伝、性格等の側面要因は内的要因であるが、外部刺激に反応する心因は、刺激そのものは外的要因であるが、これを受けると心因は内的要因ともいえるからである)の2つの要素によって発症するといわれていることは、被告準備書面(1)6～8頁に述べたとおりである(これ

は、うつ病に限ったことではなく、精神障害全般についても同様である)。

(2)すなわち、精神障害の原因としては、社会・心理的要因(心因)、遺伝・体質的な背景(内因)、脳・神経機能の関与(器質因)があるが、これらの要因が複雑にからみ合って、精神障害が発症するというのが、現在の精神医学界の知見である。

しかし、だからといって、それぞれの精神障害について、主な要因が全く不明というわけではなく、それぞれの精神障害と主な要因とは、次の関係にあるとされている(乙7・4頁)。

病名	主な要因
心身症・神経症	心理的要因
気分障害(うつ病・そううつ病)、 統合失調症	体質的要因
急性・慢性脳障害	脳機能障害

(3)このように、うつ病が基本的に内因精神病であることは、次のとおりである。

「これに対して内因とは、統合失調症や気分障害(うつ病、双極性障害)などのように、ふつうは明らかな外因なしに発病し、遺伝素因が関係することが多いが、神経病理学的検索などで脳に明らかな器質病変が見出されない精神障害の原因として、内的・素質的な原因として想定されたものである。そして統合失調症、気分障害などは内因性精神病(endogenous psychosis, endogene Psychse)と呼ばれてきた」(乙6・9頁)

「気分障害の発病に遺伝素因の関係が深いことは従来の遺伝生物学的研究からも明らかである。しかし気分障害が種々の精神的・身体的負荷加重を契機に発病する場合があることも古くから知られており、最

近とくに気分障害の発病に病前人格や精神的・身体的誘因が重要であることが強調されている。一般に内因精神病においては、遺伝素因が強力な場合には誘因がなくても発病し、素因が弱い場合には精神的・身体的負荷が加わってはじめて発病する。」(乙6・369頁)

「ルクセンブルガーLuxenburger(1932)の経験的遺伝予後の調査では、一般人口での出現率が0.44%であるのに気分障害(躁うつ病)者では子24.4%、同胞12.7%で極めて高く(表7-16)、世界各国での調査でもほぼ同様の所見が報告されている。気分障害(躁うつ病)の双生児における一致率をみると(表7-17)、従来の大多数の研究では、一卵性双生児での一致率は40~90%、二卵性双生児での一致率は0~25%で、前者のほうが2~4倍高く、気分障害の発病に遺伝素因の関与が大きいことが示されてきた。」(乙6・369頁)

「うつ病になる人は、もともと素質として脳の神経情報伝達系に何らかの欠陥を持っており、これと関連してホルモン系の中枢である間脳の機能低下を伴うことが多い。このような素因は、一部が遺伝子によって規定されている可能性があるが、その点については未だ明らかではない。」(乙9・国立精神・神経センター国府台病院院長樋口輝彦医師)

「たとえば1990年米国・ESSENTIAL PSYCHOPHARMACOLOGY、Stephen M. Stahl、2002、」によれば 統合失調症の一卵性双生児の一方が同疾患発症の場合の、他方の発症の確率は50%、二卵性では15%、躁うつ病は一卵性の同疾患発症の確立は80%以上、二卵性は8~10%であると記載されている。しかし、これは自殺傾向が遺伝するということではなく、遺伝的脆弱性が遺伝した者のうちの一部が、内因性のうつ病として発症し、その一部が自殺に至ると考えられるのである。藤岡耕太郎は『自殺者における生前の社会的・心理的・身体的背景—福島県下における1年間の自殺者の全数調査—』<精神神経学雑

誌(106)第1号(2004)17～31>の中で警察署へ届けがあり、自殺と認定された事案523例(1997年7月17日から1年間)の分析を行っているが、藤岡はこの中で『家族に自殺歴があることは重大な自殺のリスクファクターとして知られている。本調査でも自殺者のうち6.2%において自殺の家族歴が明らかになっている。…本調査の家族歴はかなり高率と考えると支障ない』と記載されており、一定の地域の中で高率に自殺の家族層が認められたことを統計調査のなかで明らかにしている。」(乙16・黒木意見書2頁)

2 うつ病の発病メカニズム

(1)今日においては、うつ病発病のメカニズムを神経生化学的な変化で説明しようとする様々な仮説があらわれているが、前述の遺伝素因は、神経伝達物質が正常に働かない体質の遺伝とも理解できる。

(2)このように、神経伝達物質がうつ病に関係していることは、次のとおりである。

「うつ病が身体疾患であるという証拠は、三つあげられる。すなわち、①前記の身体・精神症状の内容や経過は、心理的に了解できず、身体的変化の存在を前提としてはじめて説明できる。②神経伝達物質のセロトニンあるいはノルアドレナリンのシナプス前膜の再取り込みを抑制するか、その分解酵素を抑制することにより、これらの神経伝達を促進する薬理作用をもつ薬物が、うつ病に特異的に奏効する。③反対にこれらの神経伝達物質を消失させるレセルピンが、抑うつ状態をひき起こす(したがってうつ病の患者では、神経系のセロトニンやノルアドレナリン[両者ともモノアミンの一種]の作用が低下しているという、モノアミン仮説が提唱されている)。」(乙7・84、85頁)。

「うつ病の症状は脳内のモノアミン含量の減少や活性の低下と関連性があると一般的に考えられており、特にセロトニンとノルアドレナリン(ノルエピネフリン)の関与が高く、これらより関連性が低いもののド

パミンも関与している。」(乙8・4枚目)

「精神障害、特に気分障害の発症に関しては、発達期に受けたストレスは病前の性格傾向形成に間係し、個人の性格要因、疾患発現に対する遺伝的脆弱性要因、セロトニン、ノルアドレナリンなどの脳内アミン減少等の脳神経科学的要因、発病前に受けた心理社会因子としてのストレス因の相互間係により発病することが精神医学界の通説となっている。」(乙16・黒木意見書2頁)

3 誘因について

(1) 以上のように、うつ病は、遺伝素因が強ければ誘因がなくても発病するが、遺伝素因が弱い場合は、外部的誘因が加わることによって発症する。しかし、この場合に注意すべきことは、その誘因は、一般平均人(言いかえれば、当該遺伝素因を持たない人間)にとっては、誘因にはならないが、特定の人間にとっては、誘因となるという点である。

すなわち、一般平均人にとっては、何でもないことであっても、特定の人間にとっては、発病原因となるということであり、このことは、「気分障害の誘因は、その出来事そのものよりも、それが、その人間、とくに特定の人格をもつその人間にとってどのような意味をもつかが重要である。このことは『うつ病の発病状況論』として近年とくに強調されているところである。」(乙6・372頁)とされているところである。

(2) 繰り返すが、うつ病発病における誘因とは、あくまで本人にとっての誘因であり、その誘因によって誰もが発病するものではない。したがって、誘因と発病との間に法的な相当因果関係が認められるものではないのである。

しかも、病因的意義があると認められる誘因も、わずかに20%程度にすぎないのである。

「気分障害の発病における誘因の存在率は、誘因をどのように定義するかによって異なる。誘因を、誘因となった可能性のある要因と広義にとると存在率は70%前後、そのなかから病因的意義が確実な場合

を選ぶと20%前後、明瞭な感情的衝撃だけを取り出すと10%前後になる。」（乙6・371頁）

「うつ病の発病メカニズムは複雑で、素因の存在を前提に、身体的要因や心理的要因が加わった場合、言い換えれば素因の存在を前提として精神的、身体的ストレスが加わった時に発病すると考えられている。この場合、ストレスが原因としてではなく誘因として関与しているのであり、ストレスと病気との間に因果関係が成り立つ『ストレス反応及び適応障害』とは区別される。」（乙9・国立精神・神経センター国府台病院院長樋口輝彦医師）

「現時点で最も権威があるとされている大熊輝男著；現代臨床精神医学（金原出版）でも、気分障害（うつ病）において、誘因（つまりストレス）が病因的意義として確実なのは20%前後。明瞭な感情的衝撃だけを取り出すと10%前後であるとされている（368頁）ように、…多くの臨床家の経験からもこれに近い数字が支持されるのではないと思われる。」（乙10・防衛医科大学校精神科学講座教授野村聡一郎医師）

4 長時間労働とうつ病について

（1）本件で原告は、雅義の勤務時間が長時間であったと主張している。しかし、長時間労働と精神疾患との関係は必ずしも明らかではない。このことは、「精神疾患発症と長時間残業との因果関係に関する研究」（乙11・平成15年度厚生労働省委託研究。以下、たんに「研究」という）において、次のように指摘されているところである。

「労働条件などによる睡眠不足がうつ病のリスクファクターになるかについて、文献調査から直接的な因果関係を示すような研究結果は得られなかった。」（乙11・6頁。内山報告）

「精神医学的研究では、精神科の患者を対象にして残業時間などの発症要因や病前性格などが検討され、消耗性うつ病などのように長時間

労働や過労と精神疾患との関連性が示されている。質問紙を用いた横断的研究では、長時間労働は抑うつなどの精神健康に悪影響を及ぼすことが報告されているが、仕事量や負担感のような主観的評価に比べると客観的な労働時間との関連は弱い。縦断的研究では長時間労働の精神疾患発症との関連は一部で示唆されるが、一貫して統計学的に有意な結果は見あたらなかった。長時間労働と精神疾患の発症との明確な関連性はまだ十分には示されていない。」（乙11・30頁。原谷報告）

(2) これに対し、脳・心疾患における厚生労働省の認定基準（平成13年12月12日付け基発第1063号通達）においては、月100時間以上の時間外労働があった場合には、業務と脳・心臓疾患発症との因果関係が濃厚とされているが、この基準も、「1日5時間以下の睡眠は、脳・心臓疾患の発症との関連において、表5-2で示すとおり、すべての報告において有意性があるとしている。そこで、1日5時間程度の睡眠が確保できない状態は、同調査によると、労働者の場合、1日の労働時間8時間を超え、5時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1か月継続した状態は、おおむね100時間を超える時間外労働が想定される。」（乙19「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会報告書」96頁）とあるとおり、1日の睡眠時間を基準とするものである。

すなわち、総務庁の「平成8年社会生活基本調査報告」及びNHKの「2000年国民生活時間調査報告書」の労働者の1日の生活時間を参考に、通勤時間を含めた食事等の時間が5.3時間、余暇時間が2、3時間として、睡眠時間1日7.5時間、6.0時間、5.0時間を確保できる場合の時間外労働を計算したものなのである（1カ月の平均勤務日数は、21.7日とする）。

(3) そして、前記「研究」においても、睡眠時間とうつ病の関係については、「…以上より、精神疾患発症と長時間残業との因果関係について考える場合に、自覚的睡眠不足感、睡眠時間短縮についての情報は必要不可欠と考えら

れる。実験的睡眠不足状態において、4時間睡眠を1週間にわたり続けると健常者においてもコルチゾール分泌過剰状態がもたらされるという実験効果もある。これらを総合すると、4～5時間睡眠が1週間以上続き、かつ自覚的な睡眠不足感が明らかな場合は精神疾患発症、とくにうつ病発症の準備状態が形成されると考えることが可能と思われる。」(乙11・6頁)、「・長時間労働が精神疾患の発症に関与していると判断された例では、1日の平均残業時間は4～5時間が多かった。これは月に換算すると、現行の脳・心疾患の労災認定基準が目安としている時間に近いと推測された。・発症前に十分な睡眠時間が確保されなかった例が約4割みられ、うつ半数近くが仕事と強い関連があると判断された。その睡眠時間は4～5時間が多かった。・発症直前に睡眠時間が顕著に不足したと判断された例も50例以上報告された。」(乙11・133、134頁。廣報告)とされており、長時間労働の結果として、十分な睡眠時間が確保されない結果、精神疾患を発症しやすくなるという点は肯首できると考えられる。

(4) ただ、「研究」において、「長時間労働が精神疾患の発症に関与したとみなされた例は、271例であった。これらの平均残業時間の内訳をみると、4時間以上5時間未満が最多であった。この代表値を4.5時間として、月労働時間20日に乗じると、100時間になり、労災認定上、脳・心臓疾患の発症に関与するとみなされている発症前1ヶ月間の平均残業時間と一致する。しかし、脳・心臓疾患の場合についても、一部で議論となっているように、休日出勤をどのように取扱うかで、この問題はかなり変わってくる。例えば、土曜日をほとんど出勤して月25日の出勤で平均4.5時間の残業をしたとすると、月残業時間は113時間と計算される。今回使用した質問票では、休日出勤の扱いについては、回答の簡便さを優先したため、特に指定していない。」(乙11・132頁。廣報告)とあるとおり、休日に出勤した場合でも、1日の睡眠時間が確保されるのであれば悪影響はない点には留意すべきであり、結局、本件において、時間外勤務と精神疾患との関係を検討するにあたり

っては、睡眠時間が確保できないような時間外労働が雅義にあったかなかったかが、公務起因性の判断基準となるのである。

(5) しかし、既述のとおり、雅義が長時間勤務をした事実はなく、公務起因性を認めることはできないのである。

また、前述のとおり、長時間労働は十分な睡眠時間を確保できないという点が問題であって、雅義の通勤時間が5分（甲1・196頁。「通勤手当通知通知書」）あるいは10分弱（甲1・35頁。「通勤の経路・方法・時間等」）という点、及び休日に勤務があっても睡眠は十分に確保できる点（夏季休暇に入っている中体連関連業務を公務と仮定しても睡眠時間が確保されていれば支障はない）を考慮すると、本件公務が精神疾患発症の原因とはいえない。

そもそも、原告主張のような長時間勤務は、到底認められないのであるから、雅義の公務は、うつ病発症の原因とは考えられないのである。

第6 雅義のうつ病について

1 うつ病の発症時期について

(1) 雅義がうつ病に罹患したことについては、各医師に異論がないが、以下に述べるうつ病発症の時期からみても、公務起因性を認めることはできない。

(2) まず、うつ病については、「最後に、抑うつ状態の誘発に関連して、臨床の場で生じやすい誤診例にふれておきたい。それは家庭・学校・職場などで困難な問題がおきて悩みがふかまり、そのために抑うつ状態におちいったと本人も周囲も思いこんでいるとき、よく時間的経過を聞きただすと、実際には最初に軽い抑うつ症状がはじまって、家事・勉強・仕事とどこおり、そのために困難な問題を生じている場合があることである。これは原因と結果の取り違いであるから、十分に注意しなければならない。」（乙7・86頁）されているとおり、本人や周囲が気づいた時点では、既にうつ病に罹患していることがあり、黒木医師も「以前、小生は救命センターに殺虫剤を飲んで搬送されてきた中年男性の事例を経験した。かろうじて男性は一命をとりと

めたが、回復して希死念慮に関して聞いてみたところ、その事例は、自殺企図決行の朝、会社に行こうと車に乗って出かけたが、気が付いたら自分が会社の方向とは全く逆方向に走っているのに気づき、死のうと思ってホームセンターに車を止め、殺虫剤を買った後に一気に服毒したとのことであった。『自分が死のうと思ったのは、車で逆方向を走っているとき』と述べたため、いつから抑うつ気分や倦怠感に気づいていたかと聞いたところ、事例は『わからない』と言いながらも、自殺企図決行日の前日は、『ほとんど眠れず、玄関を出て気分を変えようと外に出たりはしたが、その時は死のうなどは考えてもいなかった』と述べ、よくよく振り返って考えてみると『2～3ヶ月前から会社に行くのが嫌、億劫というのはあった』と述べた。家族も全く本人の変化には気づいておらず、本人自身もまさか自分がうつ病に罹患しているなどとは思いつまなかったと述べていた。被災者の場合もうつ病の初期症状は、本人に自覚されていなかった可能性が高いと思われる。」(乙16・20頁)と述べるところである。

(3)したがって、初期症状を注意深く把握する必要があるが、初期症状については、次のことが指摘されている。

「上記のようにうつ病(内因性)はからだの病気であるから、まず身体症状が自覚され、それを主訴として受診(多くは最初は内科に)する。診断の目安および本人・家族の参考のため、最も頻度のたかい症状を三つあげる。①睡眠障害 寝つきが悪く、眠りがあさく、ときには朝早く目がさめて、昼にも眠くならない(比較的稀には、夜に十分眠るのに昼も絶えず眠たい場合がある)。②食欲の変化…③からだのだるさ…」(乙7・78、79頁)

「睡眠障害はうつ病者の90%以上に出現し、最も重要な症状の1つである。不眠insomnia(睡眠減少 hyposomnia)が大部分で、入眠障害、中途覚醒(熟眠障害；眠りが浅く、途中で覚醒してあと寝つけない)、早期覚醒などが現れ、朝早く目覚めて寢床の中で悲観的なことばかり

考えて輾転反側する。朝方に気分が悪く、離床しにくい。」(乙6・377頁)

「うつ病は心の病気だから、精神的な症状ばかりがでると思われるかもしれませんが、自覚症状として最初に気づくのは体の不調です。『睡眠障害』『疲労・倦怠感』『食欲不振』『頭痛・頭重感』『めまい』『性欲減退』『便秘・下痢』『体重減少』『肩こり』『背部痛』など、ハードな仕事をこなしている人なら、ごく日常的に感じるものばかりですが、これらの症状はうつ病患者の8～9割にみられます。このようにうつ病の患者は憂うつな気分や不安など精神的な症状に気づかず、頭痛、肩こりなど体の不調を訴えがちです。」(乙16・19頁。島悟

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NIP/20051014/222827/>)

(4) 厚生労働省の「職場における自殺の予防と対応」においても、最も頻度の多い症状は「不眠」(乙16・42、43頁)とされているが、「患者の自覚症状と医師の診察により客観的な精神症状の把握には、かなりの差異が認められるのである。患者は自覚していないが、診察をして、はじめて精神症状の存在が明らかになるのは精神医学としての常識になっている。本人が自覚症状がないからといって精神症状が出現していないとは断定できないのである。」(乙16・19頁)とあるとおり、必ずしも症状が自覚されるとは限らず、雅義が不眠を訴える頃には、既にうつ病に罹患していたといえる。

そこで、雅義の状況についてみると次のとおりである。

・6ヶ月以上前

「仕事を辞めたいと漏らす」「顔色がよくない」「他人の目や話していることをやたらに気にする」(甲1・29、53頁)

ただし、原告は、この状態がずっと続いていたわけではなく、平成9年12月末から翌年1月を過ぎると忙しいという意味と供述(原告調書13頁)。

・災害発生2ヶ月前(平成10年6月下旬頃)

「…自宅ではほとんど毎日夜中までパソコンに向う」(甲1・28頁)

ただし、この頃に、雅義に業務が集中していた事実はなく、睡眠障害により眠れなかった事実を窺わせる。

・平成10年6月末頃

「不眠が続いている」

「朝起きられない」

「気が沈む、落ち込んだ気分になる、ゆううつ」

「全てに自信がない」

「仕事に出たくない、おっくう、人と会うのが面倒だ」

「仕事が手につかない」

「疲れ易い」

「頭が痛い、息切れがする」

「食欲がない」(甲1・29、53頁)

「肉体的、精神的不調和の状況及び愁訴等に関する調書(請求人)」(甲1・53頁)における愁訴について、「それらはいつ頃から見られ始めましたか。」との問いに、原告は「平成10年6月末頃から見られた。」
「その時の様子から、家族や周りで、通院や休養等を勧めたりしたことはありましたか。」
「『学校を休んだら。』としょっちゅう言っていた。」(甲1・121頁)と回答。

・7月上旬

「朝起きられない。」「疲れ易い」

・7月中旬

「食欲がない。」

・7月下旬

「不眠が続いている」(甲1・205頁)

(5) 上記6月末頃の症状について原告は、「ここに書いてある項目のすべてが、6月末ごろから見られた、という趣旨ですか。」
「いえ、そういうものもあつ

たということ。」「すべてではないということですか。」「はい。」「一番早く
気になることが見られたのがそのころかなという意味なんではないか。」

「はい、そういうことで書きました。」（原告調書12、13頁）と供述しており、6月末頃には、初期症状があったことを認めている。

(6) これらのことから黒木医師は、「そこで、請求人に対する事情聴取結果（甲1・121頁）をもとに判断すると被災者のうつ病発症時期は平成10年6月下旬頃である。なお、仮に原告の作成した調査票を前提としても、疲労感、倦怠感、平成10年7月中旬には存在していたと判断するのが妥当であり、8月中旬には睡眠障害が甲1号証で確認されていることから、平成10年7月中旬には抑うつ気分、思考や行動の抑制も出現していた可能性が高く、したがって、その発症時期は平成10年7月中旬と判断される。」（乙16・20頁）とするが、本人・周囲が気がついた頃には、既に罹患している等の点から、信頼に値する判断といえる。

(7) しかるに、6月については、中体連関連業務はなく、部活指導も18時45分までであるから、仮に、毎日部活指導をしていたとしても所定時間外勤務は1日1時間40分であり、これに土・日曜日の12時間（甲1・113頁）を加算しても、月間50時間程度であり、過重とはいえず（休日は、4日間。甲1・17頁、87頁）、この程度の時間外労働で、睡眠時間が確保できないこともない。

とすると、公務が、雅義のうつ病の原因とは認められず、うつ病罹患後は、ストレスが加わらなくても、また軽症うつ病であっても希死念慮は認められることから、自然経過の中で希死念慮が生じ、発作的に自殺したものとみるのが妥当である。

2 全中での出来事について

(1) 原告は、全中の期間中の出来事として、「①監督会議のとき、トーナメントのくじ引きや練習の会場について、クレームがあったということでした。

②また、昼食券を朝に配る段取りがうまくゆかず、朝にその日の昼食券を配

ることができなかつたそうです。レセプションについて、夫は私に対して電話で、うまくゆかなかつたと話していましたが、何が失敗だつたのかは、他の先生方に聞いても、わかりませんでした。③ただ、レセプションの席上、来賓の方の名前の間違いがあつたことを、このごろ知りました。」(甲1・92頁。①、②、③は被告代理人が付記)と述べている。

(2) しかし、県中体連バドミントン専門部で全中に携わつた黒澤証人は、「その競技会の中で、大友先生の準備不足だとか、その他、大友先生の責任でトラブルが起きたとかいつたことがありますか。」「全くありません。」「…これは無事終了したというふう理解してよろしいのでしょうか。それとも、何か大きなトラブルがあつたとか。」「普通に終了しました。」(黒澤調書34頁)と証言しており、全中期間中にトラブルが発生した事実はない。

(3) そもそも、前記①、②いずれについても、雅義が関係してつたのかどうかさえ不明であり、関係があつたとして雅義の責任かどうかも不明である。

(4) また、③について、黒澤証人は、陳述書では「大友先生は、来賓紹介をしましたが、その中で来賓の名前を間違えて読んでしまいました。」(甲12・11頁)と陳述しているが、証言においては、「…ただ、そのとき、それは私が聞いたんじゃないなくて、私の仲間が、あれっ、間違つているぞというような感覚で私は聞いていたので、実際、あっ、間違つたと私は認識はそのときはしてつなかつたですけれども、後から聞いた話です。それがトラブルです。」(黒澤調書43頁)と述べており、トラブルといえるほどのトラブルではなく、雅義も「そのときはそれほど動揺したような様子を見せず、いつもの大友先生のように冗談を飛ばしながら楽しく飲んでいました。」(甲12・11頁)といつた状況だつたのである。

(5) また、「夫は、『明日(二四日)の朝一番で、CDを取りに中山中に行かなくてはならない。』などとも話して…」(甲1・79頁)については、たんに8月23日に「CD(を)持つてくる」(甲15・8月23日)ことになつてつたのを失念しただけのことであつて、何ら異常な出来事ではない。

(6) 以上、全中が仮に公務であったとしても、上記の出来事は、何ら異常な出来事ではないから、仮にこれらが事実であったとしても、公務が原因とはいえず、潜在的な個体側要因が顕在化して、自殺に至ったというべきであり、公務起因性は認められない。

3 笠原英樹医師意見書について

(1) 笠原医師意見書(甲1・9頁、301頁)は、いずれも、雅義の勤務時間について何ら検証することなく、客観的事実に反する原告主張を前提としている点で、全く価値がないといわざるを得ない。

(2) さらに、以下に述べる点についても、説得力がないという他ない。

まず、笠原医師は、1回目の意見書の中で、「被災者が6月にすでに鬱状態であったとする点であるが、彼自身の訴えや、職務状況から7月上旬に精神的疲れが見え始めるものの鬱状態だったとは感じられない。ましてや、6月下旬に鬱状態だったことを感じさせる本人の訴えや客観的事実を見出すことはできない。」(甲1・304頁)と述べ、その根拠として、①「唯一、請求者(妻)から6月下旬頃から精神的疲労がみられた、と回答があるが鬱状態だったとする根拠には乏しい。」、②「しかも、もし6月下旬に鬱状態だったとしたら、その後7月、8月と体育祭、クラブの指導、市中体連、県大会、全中の準備等の次々と重なる職務をきちんとこなすことはできなかつたはずである。」(甲1・304、305頁)とする。

(3) しかし、本来、一番身近にいる妻が、雅義の様子に最も早く気がつくと考えるのが常識であるにもかかわらず、妻の回答を根拠にうつ状態と判断できない理由について笠原医師は何ら記載しておらず、たんに「疑問を感じる」「根拠に乏しい」と述べているにすぎず、説得力に欠ける。

(4) そもそも、6月下旬の症状を否定する理由として、「それは、奥さんの証言だけでは判断できないということです。」(笠原調書28頁)と証言しながら、2年以上も前の勤務時間については、「その2年たって記憶で書かれた帰宅時間、あるいは、勤務時間というのは、これはもう信用できるんだという前提

で意見書を作成されたのですか。」「そうです。」(笠原調書36頁)と、極めて矛盾した証言をしており、最初から結論ありきの意見書という他ない。

(5) また、「6月下旬に鬱状態だったとしたら、その後7月、8月と体育祭、クラブの指導、市中体連、県大会、全中の準備等の次々と重なる職務をきちんとこなすことはできなかつたはずである。」との判断も肯定できない。まず、被災者が職務をきちんとこなしていたかどうか不明であるし、中等症、重症は格別、うつ病に罹患したからといって職務遂行が困難になるという事実もないからである。

すなわち、「絶対多数を占める軽症うつ病者は、苦痛に堪えながらも相手に気どられぬように努力して、なめらかに話し、にこやかに笑顔をうかべて対応することである。そのため家族・同僚・診察者も、本人がそれほど苦しんでいると思わない。」(乙7・82頁)、「軽症うつ病エピソードの患者は、通常、症状に悩まされて日常の仕事や社会的活動を続けるのにいくぶん困難を感じるが、完全に機能できなくなるまでのことはない。」(乙5・131頁)のであって、うつ病に罹患したからといって、職務を遂行できないことはないのである。

(6) 次に、笠原医師は、被災者の性格について、「几帳面で神経質で内向的であまり気分転換ができないと言った性格ではなく、被災者個人に関する精神的脆弱性は感じられない。」(甲1・304頁)としているが、「何か頼まれたら忙しくても断らない、自分の仕事にアバウトではいられない、まじめで責任感の強い夫」(甲1・81頁)という性格は、どちらかといえば几帳面な性格といえる。

現に、原告は、「仕事に対してもまじめで責任感が強くて、几帳面にこなしていました。」「まじめです。」(原告調書14頁)と述べているのである。また、スポーツマンである、気分転換ができない性格ではないといった点についても、「そういう意味では、現在はスポーツはやっていなかったとかもかもしれませんが、過去においては、運動部の経験もあったように聞きます。」「大友先生

は、どうやって気分転換をされていたんですか。」「それは分かりません。」(笠原調書32、33頁)と、何の根拠もない笠原医師の推測にすぎず、まともな鑑定とはいえない。

「関係者から直接事情を聞かれたことはありますか。」「ありません。」(笠原調書21頁)と証言しながら、「経験もあったように聞きます。」というのでは、信用性はないといわざるを得ない。

(7) さらに、几帳面で神経質な性格な者のみがうつ病になるわけではなく、うつ病の病前性格としては、メランコリー親和型人格もよく知られているところである。このメランコリー親和型人格は、「良心的で責任感が強く、対人関係では他人との衝突や摩擦を避け」(乙6・371頁)といったもので、「亡くなられた大友先生は、簡潔に申し上げれば、『誠意ある人』でした。人と人との関わりで、大友先生に少しでも不愉快な思いをさせられた人を知りません。仕事の上で、一度として大友先生が他に迷惑をかけたことを知りません。」(甲1・47頁。同僚の陳述書)との評価は、メランコリー親和型人格というべきもので、病前性格を看過した信頼性のない鑑定である。

(8) 同意見書の、「もし、一般的教職員よりも被災者個人に精神的脆弱性があったとするならば、教職に就いてからの間に、何らかの精神症状を発していたら、ここまでの仕事ができたとはいえない。このようなきちんとして仕事ができている人が、ある時、突然うつ状態に陥った場合、そうなるだけの大きな外的負荷がかかっていたと考えることにこそ合理性がある。」(甲1・10頁)との点も、全く理由にならない。

誘因がなくても、うつ病に罹患し、また、病因的意義のないストレスでも発病することは既述のとおりであり、また、うつ病発症以前には、何の問題もなく業務を遂行できることは説明するまでもないことであって、発症までに問題がないから、外的負荷が原因との笠原意見は、全く問題にならない。

(9) また、2回目の意見書では、笠原医師は、「うつ病発症後に、さらに業務上の負担があったと考えられる場合、その事がうつ状態を一層悪化させ自殺

に至らしめたとする因果の流れとして判断するのが、当然のことなのである。被災者の場合、7月下旬以降、全中大会の直前準備や大会運営に関わる精神的な負担によりますます業務上の負荷がかかり、そのことがうつ状態を増悪させ自殺に至らせたと判断できる。」(甲1・11頁)と述べている。

まず、全中大会の直前準備や大会運営に関わる精神的な負担がうつ病を増悪させたと客観的根拠なく記載している点も問題であるが、うつ病が公務により悪化していったとの点も疑問である。なぜなら、前記「見解」において、

「ICD-10の記載や臨床上の経験則から、既に精神障害を発病したものが、周囲に気づかれることなく業務に従事していたからといって軽症うつ病であるとは必ずしも診断できないこと、さらに、軽症うつ病には自殺念慮が生じず、また、中等症、重症うつ病に進むに従って自殺念慮が生じ、自殺率も高まるという医学的知見は存在しないし、必ずしも精神障害の『増悪』の結果自殺に至るというものではないことを確認しなければならない。日常臨床上、自殺企図は、希死念慮が持続して高まり自殺企図に至るものから、頻回に衝動的に自殺企図を繰り返し救急外来を受診する者、また今までに精神疾患既往がなく、医療機関を受診せず家族に気付かれずに自殺企図に至る者までさまざまである。自殺企図に至る事例が、全て病態が重症というわけではないことを確認しておく必要がある。」(乙12・2、3頁)、「既に発病しているものにとっての増悪要因は必ずしも大きなストレスが加わった場合に限らない(むしろストレス強度ⅠやⅡの方が多いいということは前述した。)」(乙12・16頁)とまとめられているように、発病後は公務の過重性に関係なく、適切な治療を受けなければ、自然経過の中で希死念慮が生じ、発作的に死に至ったものと判断するのが妥当だからである。

4 千葉茂雄医師意見書(平成14年5月14日付け)について

(1) 千葉医師も、「7月20日から26日の1週間で75時間、27日から8月2日は91時間、3日から9日は96時間、10日から16日は65時間30分、17日から23日は90時間なので最後の4週間の総労働時間が3

42.5時間にのぼり週40時間労働として時間外労働時間は182.5時間にもなる。」(甲1・140頁)と、原告の話を鵜呑みにしており、この点で、既に医学的意見としての価値がない。

(2) また、意見書の「8月に入って妻に過労死するのではとこぼしたり、傍目にも疲れているのがみてとれるほどになっていた。大会が始まった以降は本人からすると運営がうまくいかず、23日の夜にはこれまで苦楽を共にしてきた同僚との絆が切れてしまったような状況におかれて大切な対象を喪失して、自己評価の更なる低下を招きおそらくはそのときに面接していれば重症と診断されたであろう状態となって、このこと自体も重症うつ病と診断する根拠の一つである自殺の観念におそわれたものと考えられる。すなわち、中等症から重症うつ病に罹患しそのために自殺観念から逃れることが出来ずに自殺死したものと考えられる。」(甲1・143頁)と述べている点も妥当ではない。

すなわち、「希死念慮がいつから存在したかということは、本人の自殺をほめかす言動が周囲に気づかれていない限り、また死亡して本人に確認できない限り、その時期を特定するのは困難である。」(乙16・25頁)とともに、重症だから自殺し、軽症だから自殺しないという判断そのものが、次のとおり誤まりだからである。

「うつ病が最も重症になるとたとえば昏迷状態になり、無言無動で自殺することすら出来なくなる。これに対して軽症のうつ病では、自殺をする位の気力が残っているので自殺が多いとされている。一見すると矛盾するように見えるが軽症うつ病程生命の保全にとって危険であるというのが精神科医の常識である。」(甲1・136頁)

「ICD-10ではうつ病エピソードの症状をまとめて、定型的症状として、1)抑うつ気分、2)興味と喜びの喪失、3)活力の減退による易疲労性の増大と活動性の減少を、ほかの一般症状として、a)集中力と注意力の減退、b)自己評価と自信の低下、c)罪悪感と自己無価値感、

d) 将来に対する悲観的な見方、e) 自傷あるいは自殺の勸念・行為、f) 睡眠障害、g) 食欲不振などをあげている。そして少なくとも定型症状 2、一般症状 2 があり日常・社会生活がいくぶん困難なものを軽症、定型症状 2、一般症状 3 があり社会・職業・家庭生活がかなり困難なものを中等症、定型症状 3、一般症状 4 があり社会・職業・家庭生活がほとんど不可能なものを重症うつ病エピソードとしている。」(乙 6・378 頁)とあるとおり、自殺念慮があるから重症ということではない。

「これらの精神症状に関して、注意すべき点が二つある。すなわち、①うつ病者がいかにも憂うつな表情で、口数も少なく、うなだれているというのは、かなりの重症のうつ病の場合のみで、絶対多数を占める軽症うつ病者は、苦痛に堪えながらも相手に気どられぬように努力して、なめらかに話し、にこやかに笑顔をうかべて対応することである。そのため家族・同僚・診察者も、本人がそれほど苦しんでいると思わない。それが上記の誤診をまねき、突然の退学届・辞表・自殺企図に周囲がおどろくもとになる。」(乙 7・82 頁)

「軽症うつ病には自殺念慮が生じず、また、中等症、重症うつ病に進むに従って自殺念慮が生じ、自殺率も高まるという医学的知見は存在しない」(乙 12・2 頁)「ICD-10 は、軽症、中等症、重症うつ病の区別を、現在の症状の数とタイプ及び重症度を含む総合的な臨床判断に基づくとしており、抑うつ気分、興味と喜びの喪失、易疲労性という典型的な 3 症状及び他の症状として例示された 7 症状のうちいくつかの症状が認められるか、そしてその程度はどうであるかによって決まる。このように精神障害は、診断基準に示される症状の数、頻度、その程度によって具体的に把握されるのであって、増悪は自殺念慮との関係をいうものではない。意見書の精神障害者の自殺が精神障害の増悪の結果であるという理解は、精神医学上、必ずしも正しくはない。

自殺は、精神障害がもたらす最悪の結果ではあるが、精神障害が増悪した結果として必ずしも自殺があるのではないことを理解する必要がある。」(乙12・3頁)

(3) そもそも、千葉医師の「7月中旬以降自殺死するまでの間、中等症から重症エピソードの状態にあり」(甲1・143頁)との、うつ病が増悪していたとの見解によれば、7月中旬より前には、軽症うつ病であったことになる。したがって、6月下旬、7月上旬の雅義の病状について触れるべきであるが、この点については何ら触れられておらず、やはり信用できない。

(4) さらに、「①7月中旬以降自殺死するまでの間中等症から重症うつ病エピソードの状態にあり、…」(甲1・143頁)との千葉医師の見解自体が誤りである。

すなわち、ICD-10によると、中等症うつ病エピソードにおいては、「上記の軽症うつ病エピソード(F32.0)にあげた最も典型的な3症状のうち少なくとも2つ、さらに他の症状のうちの少なくとも3つ(4つが望ましい)が存在しなければならない。いくつかの症状は著しい程度にまでなる傾向をもつが、もし全体的で広汎な症状が存在するならば、このことは必要事項ではない。エピソード全体の最小の持続期間は約2週間である。中等症うつ病エピソードの患者は、通常社会的、職業的あるいは家庭的な活動を続けていくのがかなり困難になるであろう」(乙5・132頁)、重症うつ病エピソードは、「軽症および中等症うつ病エピソード(F32.0、F32.1)について述べた典型的な3症状のすべて、さらに少なくとも他の症状のうちの4つ、そのうちのいくつかは重症でなければならない。……うつ病エピソードは通常、少なくとも約2週間持続しなければならないが、もし症状がきわめて重く急激な発症であれば、2週間未満でもこの診断をつけてよい。重症うつ病エピソードの期間中、患者はごく限られた範囲のものを除いて、社会的、職業的あるいは家庭的な活動を続けることがほとんどできない。」(乙5・132頁)が診断ガイドラインであるが、自殺直前までの被災者の言動をみても、

社会的・職業的あるいは家庭的活動が困難であったとの事実は認められず、「疲労感の増加、抑うつ気分、自死に至っているため少なくとも直前の希死念慮、業務の困難を感じていたことから集中力低下や思考抑制の存在の可能性、睡眠障害は認められるもの、自信喪失、罪悪感、焦燥を伴う精神運動性変化などは、持続的に存在していたとは断言できない。」(乙16・27頁)のであり、中等～重症うつ病には該当しないからである。

(5) 以上、「本件に関しては、自殺直前に至るまでの被災者の症状を吟味しても、うつ病の症状の程度が中等～重症うつ病へと増悪したということ自体が認められない。」(乙16・28頁)のである。

亡くなる前の3日間、行動を共にした黒澤証人が述べる所も、「単に、その行動、後ろ姿などで、焦っているなというふうなことを感じました。」(黒澤調書32頁)等、自殺後に振り返ってみれば、あれが精神障害の微表であったかも知れないという程度のものであり、到底、中等症、重症うつ病とはいえず、千葉意見書は採用できない。

第7 まとめ

1 発症時期と考えられる6月下旬の前には、中体連関連業務はなく、部活指導も18時45分までであるから、仮に、毎日部活指導をし、これに土・日曜日の部活指導を加算しても、月間50時間程度であり、過重とはいい難く(休日は、4日間)、この程度の時間外労働で、睡眠時間が確保できないこともない。

とすると、公務が、雅義のうつ病の原因とは認められない。

2 7月以降も、雅義が長時間勤務をした事実はなく、公務起因性を認めることはできない。資料12が信用できないことは、既述及び本書面末尾のとおりである。

3 また、長時間労働は十分な睡眠時間を確保できないという点が問題であって、雅義の通勤時間が5分あるいは10分弱という点、休日に勤務があつて

も睡眠は十分に確保できる点、夏季休暇中はさらに睡眠時間が確保される点を考慮すると、本件公務が精神疾患発症の原因とはいえない。

4 自殺直前まで雅義が中等あるいは重症のうつ病に罹患していたことは認められず、うつ病増悪の事実そのものが認められない。したがって、公務による増悪もあり得ない。

5 うつ病罹患後は、ストレスが加わらなくても、また軽症うつ病であっても希死念慮は認められることから、結局、本件は、自然経過の中で希死念慮が生じ、発作的に自殺したものとみるのが妥当である。

資料12(甲4の2・111～113頁)が事実反するか、根拠のないこと。

日	曜	勤務の有無 (甲1・17、 18、106頁)	資料12記載の時間外の 理由	帰宅又は作業終了 時刻(時間外勤務時間)	反 論
6					6月は、甲1・86、87頁よりかなり多くの時間が計上されている。
1	月	勤務日	学年打合せ 部活指導	20:00(2:30)	部活指導は18:45までである。その後、学年打合せというのは、不自然であり、20:00の根拠なし。
2	火	勤務日	社会科授業準備・資料 作成・文化祭資料準備	21:30(4:00)	根拠資料なし。
3	水	勤務日	事務局打合せ	21:30(4:00)	根拠資料なし。
4	木	勤務日	部活指導	20:00(2:30)	部活指導は18:45までである。根拠資料なし。
5	金	勤務日	部活指導	19:30(2:00)	部活指導は18:45までである。
6	土	勤務日	地区委員会13:00～ P健全育成委員会14:00 ～ 部活指導	17:00(4:00)	甲1・113頁の申請書に、12:00～16:20の4時間で申請されており、17:00の根拠なし。
7	日	休日	部活指導	14:00(4:00)	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30の4時間で申請されている。14:00の根拠なし。
8	月	勤務日	総体激励会準備	20:00(2:30)	根拠資料なし。
9	火	勤務日	事務局打合せ	20:30(3:00)	根拠資料なし。

10	水	勤務日	市中総体打合せ	20:30 (3:00)	市中総体打合せは、行事にある(甲4の2・45頁)。勤務時間中と考えられる。
11	木	勤務日	部活指導	20:00 (2:30)	部活指導は18:45までである。
12	金	勤務日	部活指導	20:00 (2:30)	部活指導は18:45までである。
13	土	勤務日	【市中総体】	19:30 (2:00)	生徒参加の大会が時間外とは考えられない。
14	日	勤務日	学級事務【市中総体】	1:40 (8:00)	生徒参加の大会が時間外とは考えられない。
15	月	勤務日	【市中総体】 全中大会資料作成	24:00 (6:30)	根拠資料なし。
16	火	勤務日	全中大会宿泊要項 第2案検討	21:00 (3:30)	根拠資料なし。
17	水	代休	弁当発注業者決定	16:00 (4:00)	根拠資料なし。弁当業者決定に4時間もかからない。
18	木	勤務日	体育祭実行委資料・ 総体報告資料作成	19:30 (2:00)	根拠資料なし。
19	金	勤務日	全中大会要項作成準備	21:30 (4:00)	根拠資料なし。
20	土	勤務日		22:30 (10:00)	根拠資料なし。
21	日	休日			甲1・87頁では休みになっている。
22	月	代休		16:00 (5:00)	甲1・87頁では休みになっている。
23	火	勤務日	採点事務	20:00 (2:30)	根拠資料なし。
24	水	勤務日		14:00	
25	木	勤務日	採点事務 県大会シート	20:00 (2:30)	根拠資料なし。

			資料作成・事務局打合せ		
26	金	勤務日	校外行事報告資料・ 職員会議資料作成	20:00(2:30)	根拠資料なし。
27	土	休日			
28	日	休日	部活指導	13:00(4:30)	甲1・113頁の申請書に、8:30 ～12:30の4時間で申請され ている。13:00の根拠なし。
29	月	勤務日	全中大会事務局会議 15:00～(終了後要項 打合せ)	20:30(3:00)	根拠資料なし。
30	火	勤務日	体育祭第4回実行委 部活指導	20:30(3:00)	部活指導は18:45までである。 20:30までの根拠なし。
7	月				7月25日から31日まで DIARYには何の記載もない (甲15)。
1	水	勤務日	学年打合せ 部活指導	21:00(3:30)	甲1・113頁の申請書に、8:30 ～12:30の4時間で申請され ている。13:00の根拠なし。 21:00の根拠なし。
2	木	勤務日		19:00(1:30)	根拠資料なし。
3	金	勤務日	中山中学区青少年健全 育成協議会総会18:30～	21:30(4:00)	根拠資料なし。
4	土	勤務日	地区懇談会	16:30(4:00)	根拠資料なし。
5	日	休日	部活指導	14:00(4:30)	甲1・113頁の申請書に、8:30 ～12:30の4時間で申請され ている。14:00の根拠なし。

6	月	勤務日	部活指導	20:00 (2:30)	部活指導は18:45までである。 20:00の根拠なし。
7	火	勤務日	体育祭実行委資料作成 成績資料作成	20:30 (3:00)	根拠資料なし。
8	水	勤務日	体育祭諸準備・学年懇談 資料作成 部活指導	20:30 (2:30)	根拠資料なし。
9	木	勤務日	部活指導	20:00 (2:30)	部活指導は18:45までである。 20:00の根拠なし。
10	金	勤務日		18:30 (1:00)	根拠資料なし。
11	土	休日	業務必携作成	16:00 (6:00)	根拠資料なし。甲1・88頁では 休日である。
12	日	休日	通信票作成 部活指導・業務必携作成	23:00 (11:00)	甲1・113頁の申請書に、8:30 ～12:30の4時間で申請され ている。23:00の根拠なし。
13	月	勤務日	通信票作成・職員会議 資料作成 部活指導	22:00 (4:30)	根拠資料なし。
14	火	勤務日	通信票作成 業務必携作成	22:30 (5:00)	根拠資料なし。
15	水	勤務日	夏休み指導資料作成 部活指導・業務必携作成	22:00 (4:30)	部活指導は18:45までである。 22:00の根拠なし。
16	木	勤務日	全中事務局会議・総 務部打合せ	21:00 (3:30)	根拠資料なし。
17	金	勤務日	全中業務必携作成・チェック	22:00 (4:30)	根拠資料なし。
18	土	勤務日 (終業式)	諸票簿作成 部活指導	22:00 (9:00)	土曜の部活指導は、16:15完全 下校であり、22:00の根拠なし。
19	日	勤務日	部活指導	17:30 (4:30)	甲1・113頁の申請書に、13:00

					～17:00の4時間で申請されている。17:30の根拠なし。
20	月	休日 (海の日)	部括指導	14:00 (4:30)	甲1・113頁の申請書に、8:30～12:30の4時間で申請されている。14:00の根拠なし。
21	火	勤務日		18:30 (1:00)	根拠資料なし。
22	水	勤務日		18:30 (1:00)	生徒が参加する県中総体開催日であり、時間外とは考えられない。
23	木	勤務日	県中総体会場準備・確認	19:30 (2:00)	生徒が参加する県中総体開催日であり、時間外とは考えられない。
24	金	勤務日 (出張)	県中総体、全中バド 役会・リハール等、総務 部打合せ	23:00 (5:30)	生徒が参加する県中総体開催日であり、時間外とは考えられない。
25	土	勤務日 (出張)	出張県中総体、全中バ ド役員会・リハール、反省 会 (20:30～)	22:30 (5:00)	生徒が参加する県中総体開催日であり、時間外とは考えられない。
26	日	休日	諸票簿作成	23:30 (11:30)	根拠資料なし。甲1・89頁では「覚えていない。」である。
27	月	夏季休暇	指導要録、成績一覧表 出席簿等諸票簿提出 午前は仙台市バド講 習会、午後部活指導	17:00 (8:00)	甲1・104頁の部活指導の予定は、13:30～16:00であり、17:00の根拠なし。
28	火	夏季休暇	午前部活指導、業務必 携・会議要項作成、プロ	18:30 (9:00)	甲1・104頁の部活指導の予定は、8:30～11:00であり、18:30

			広告原稿集約締切		の根拠なし。
29	水	職専免	業務必携総務部担当部分作成	18:00(8:30)	根拠資料なし。
30	木	勤務日	勤務後に全中準備事務	22:00(4:30)	甲1・149頁、201頁から退勤時刻は17:05である。
31	金	午前:指定休 午後:勤務日	部活指導、中学校バド 強化合宿(7/31~8/2)、 同上	16:00(3:30)	甲1・104頁の部活指導の予定は、11:00~13:30であり、16:00の根拠なし。甲1・149頁、201頁から実際の退勤時刻は13:00である。
8月					8月1日から21日まで、DIARYには何の記載もない(甲15)。
1	土	指定休	全中業務必携作成	22:40(14:00)	根拠資料なし。
2	日	休日	同上(19:30~23:00)	23:00(3:30)	根拠資料なし。
3	月	勤務日 (出張)	反省会(18:00~19:30)	20:00(2:30)	根拠資料なし。
4	火	指定休	午後部活指導、夜は準備事務、業務必携作成 ・校正18:00~	23:30(10:00)	根拠資料なし。
5	水	指定休	部活指導と準備事務	20:00(6:30)	根拠資料なし。
6	木	指定休	部活指導と業務必携作成(補助役員用Tシャツ・ 弁当注文数集約)	24:00(10:30)	根拠資料なし。
7	金	指定休	部活指導と業務必携作成	17:00(7:30)	根拠資料なし。
8	土	休日	業務必携作成	20:00(9:30)	根拠資料なし。

9	日	指定休 休日	業務必携作成(ページ張り、印刷)、帰宅後も総務部担当部分の仕上げ作業	23:00(9:30)	根拠資料なし。
10	月	指定休	完成原稿届け、部活指導、準備事務(IDカード、発送など)	18:30(4:30)	根拠資料なし。
11	火	勤務日 (日直)		18:30(1:00)	甲1・201頁 17:05退勤である。
12	水	指定休	必携納品・準備事務、宿泊・弁当申込み集約	21:30(7:00)	作業を裏付ける資料もなく、あったとしても、この作業に7時間もかかるとは考えられない。
13	木	指定休	抽選会、準備事務(業務必携第1次分発送)	18:00(4:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根拠もない。
14	金	指定休	午後から準備事務(業務必携、日程表等の発送)	23:30(9:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根拠もない。
15	土	指定休			雅義は強化練習会には参加していない(富樫調書20頁)。
16	日	休日			〃
17	月	指定休	プロ校正、役員への連絡・出欠表作成・弁当引換券等準備事務	0:40(10:30)	裏付け資料も、作業時間推測の根拠もない。
18	火	指定休	午前部活指導、午後準備事務(弁当集約/日・会場・種類別、延べ2051食)	23:30(10:00)	裏付け資料も、作業時間推測の根拠もない。
19	水	夏季休暇	部活指導、準備、打合せ	22:00(7:30)	裏付け資料も、作業時間推測の